2022年度
第3回業務委員会
資料№4

2022年10月13日

経過措置指定団地の2022年9月解除並びに12月解除予定及び2023年3月解除見込

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2021年7月	2022年9月1日	2022年9月1日見込（2022年7月生産動態統計BASE）			2022年12月1日	2022年12月1日見込（2022年7月生産動態統計BASE）			2023年3月1日	2023年3月1日見込（2022年7月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除見込み	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−6 3.9%	*0* 0 0 0.0%	*1* 335 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	337 4.7%	*0* 0 0.0%	*1* 335 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	337 4.7%	*0* 0 0.0%	*1* 335 5.3%	*0.6%* 2 0.2%	337 4.7%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−26 17.1%	*0* 0 0 0.0%	*1* 571 9.0%	*4.5%* 27 3.0%	598 8.3%	*0* 0 0.0%	*1* 571 9.0%	*4.5%* 27 3.0%	598 8.3%	*0* 0 5 9.3%	*1* 576 9.0%	*3.7%* 22 2.6%	598 8.3%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−63 41.4%	*1* *6* 1 6.3%	*49* 1,583 25.1%	*22.4%* 457 50.2%	2,040 28.2%	*0* *4* 0 0.0%	*45* 1,583 25.1%	*22.4%* 457 50.4%	2,040 28.2%	*12* *4* 13 24.1%	*53* 1,596 25.1%	*21.8%* 444 52.1%	2,040 28.2%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−7 4.6%	*0* *2* 0 0.0%	*29* 545 8.6%	*16.7%* 109 12.0%	654 9.1%	*0* *2* 0 0.0%	*27* 545 8.6%	*16.7%* 109 12.0%	654 9.1%	*3* *8* 6 11.1%	*22* 551 8.6%	*15.7%* 103 12.1%	654 9.1%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−16 10.5%	*0* 0 0 0.0%	*0* 276 4.4%	*0.0%* 0 0.0%	276 3.8%	*0* 0 0.0%	*0* 276 4.4%	*0.0%* 0 0.0%	276 3.8%	*0* 0 0 0.0%	*0* 276 4.3%	*0.0%* 0 0.0%	276 3.8%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−23 15.1%	*2* *1* 15 93.8%	*31* 787 12.5%	*20.8%* 207 22.7%	994 13.8%	*0* *2* 1 33.3%	*29* 788 12.5%	*20.7%* 206 22.7%	994 13.8%	*2* *7* 21 38.9%	*24* 809 12.7%	*18.6%* 185 21.7%	994 13.8%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−33 21.7%	*0* *0* 0 0.0%	*16* 575 9.1%	*3.8%* 23 2.5%	598 8.3%	*0* *0* 1 33.3%	*16* 576 9.1%	*3.7%* 22 2.4%	598 8.3%	*2* *9* 6 11.1%	*9* 582 9.1%	*2.7%* 16 1.9%	598 8.3%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	−4 2.6%	*0* *4* 0 0.0%	*11* 326 5.2%	*6.6%* 23 2.5%	349 4.8%	*1* *0* 1 33.3%	*12* 327 5.2%	*6.3%* 22 2.4%	349 4.8%	*0* *4* 1 1.9%	*8* 328 5.1%	*6.0%* 21 2.5%	349 4.8%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	6 −3.9%	*0* *0* 0 0.0%	*34* 1,113 17.6%	*5.2%* 61 6.7%	1,174 16.3%	*0* *0* 0 0.0%	*34* 1,113 17.6%	*5.2%* 61 6.7%	1,174 16.3%	*1* *10* 2 3.7%	*25* 1,115 17.5%	*5.0%* 59 6.9%	1,174 16.3%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	20 −13.2%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 202 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	203 2.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 202 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	203 2.8%	*0* *0* 0 0.0%	*0* 202 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	203 2.8%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	<減少率= 7,380 100.0%	−2.1%> −152 100.0%	*3* *13* 16 100.0%	*172* 6,313 100.0%	*12.6%* 910 100.0%	7,223 100.0%	*1* *8* 3 100.0%	*165* 6,316 100.0%	*12.6%* 907 100.0%	7,223 100.0%	*20* *42* 54 100.0%	*143* 6,370 100.0%	*11.8%* 853 100.0%	7,223 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

赤数字は特別な事後監視解除数（

赤数字は特別な事後監視解除数（見込）

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

【出典：生産動態統計 ほか】

2022年度
第3回業務委員会
資料№5

公社債利回り実績値	0.51	0.36	0.03	0.13	0.13	−0.01	0.05	
自己資本報酬率適用率（β値：0.7）	6.77	6.58	6.86	7.56	7.31	6.44	5.30	6.69 (A)

（事業者の経営状況を反映するための年限　7年）

②他人資本報酬率

平均実績有利子負債利子率(B)	1.00
平均実績有利子負債利子率(B)（格付格差（0.06%）補正後）	1.06

（参考）事業報酬率（(A)×35%＋(B)×65%）

需要家数30万戸以上の事業者	2.99
需要家数30万戸未満の事業者	3.03

○経済産業省告示第百四十九号

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十号）別表第三第二表の規定に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十九年経済産業省告示第百七十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年七月二十二日　経済産業大臣　萩生田光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
1～11　［略］ 12　事業報酬率 規則別表第3第2表の「事業報酬率」は、3.03%とする。 13・14　［略］	1～11　［略］ 12　事業報酬率 規則別表第3第2表の「事業報酬率」は、3.60%とする。 13・14　［略］
備考　表中の［　］は注記である。	

○経済産業省告示第百五十号

ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号）別表第一第二表の規定に基づき、ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（令和三年経済産業省告示第百九号）の全部を次のとおり改正し、公布の日から施行する。

令和四年七月二十二日　経済産業大臣　萩生田光一

ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値

事業報酬等の算定に用いる値

①自己資本報酬率

年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成26～令和2年度平均
全産業自己資本利益率	9.45	9.24	9.78	10.75	10.38	9.20	7.55	

公社債利回り実績値	0.51	0.36	0.03	0.13	0.13	−0.01	0.05	
自己資本報酬率適用率（β値：0.7）	6.77	6.58	6.86	7.56	7.31	6.44	5.30	6.69 (A)

（事業者の経営状況を反映するための年限　7年）

②他人資本報酬率

平均実績有利子負債利子率(B)	1.00
平均実績有利子負債利子率(B)（格付格差（0.06%）補正後）	1.06

（参考）事業報酬率（(A)×35%＋(B)×65%）

ガスメーター取付数30万個以上の事業者	2.99
ガスメーター取付数30万個未満の事業者	3.03

○国土交通省告示第七百五十九号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項及び第六項の規定により、次の各表のとおり、一級河川を指定し、又は一級河川の指定を変更するので、同条第五項及び河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）第一条の三の規定に基づき、公示する。

令和四年七月二十二日　国土交通大臣　斉藤　鉄夫

表一　石狩川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
指定	望月寒川放水路	望月寒川からの分派点	精進川放水路への合流点

表二　十勝川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
指定	中新得川	左岸　北海道上川郡新得町字新得西二線五十番九地先 右岸　同町同字西二線四十八番一地先	ペンケオタソイ川への合流点

表三　斐伊川水系

区分	名称	区間	
		上流端	下流端
指定	願楽寺川	左岸　出雲市古志町三百十七番地先 右岸　同市白枝町四十番一地先	赤川への合流点

2022年度
第3回業務委員会
資料№6

News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令　和　4　年　9　月　1　2　日
経済産業省　電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について（令和3年度第4四半期）

（趣旨）
　ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、3年間監視することと整理されています。
　上記の整理を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、令和4年1月から3月を対象とした「特別な事後監視」の調査を実施し、検証・確認を継続していた1事業者（2供給地点群）について調査が完了したので、その結果について公表します。

1. 調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者：　5事業者　5供給区域
- 旧簡易ガス事業者：　101事業者　236供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

対象となる事業者から令和4年1月から3月までの期間（以下「本件対象期間」という。）の以下の情報を収集した。

① 標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金（月次）
② 家庭用におけるガス販売量及び販売額を前提として算定した販売単価（月次）

2. 調査結果

本件対象期間における調査の結果、値上げを行った1事業者（2供給地点群）が確認されたため、その内容について継続して検証・確認を行った。その結果、合理的でない値上げとは認められなかった。

News Release

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

令　和　4　年　9　月　5　日
経済産業省　電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について（令和3年度第4四半期）

（趣旨）
　ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が50%を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における1ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、3年間監視することと整理されています。
　上記の整理を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、令和4年1月から3月を対象とした「特別な事後監視」の調査を実施したので、その結果について公表します。

1. 調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者:　5事業者　5供給区域
- 旧簡易ガス事業者:　101事業者　236供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

対象となる事業者から令和4年1月から3月までの期間（以下「本件対象期間」という。）の以下の情報を収集した。

① 標準家庭における1ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金（月次）
② 家庭用におけるガス販売量及び販売額を前提として算定した販売単価（月次）

2. 調査結果

(1) 本件対象期間における調査の結果、値上げを行った事業者が3事業者（5供給地点群）確認されたため、その内容について検証・確認を行った。

(2) その結果、１事業者（２供給地点群）について、その内容について検証・確認を行ったところ、合理的でない値上げとは認められなかった。

(3) １事業者（１供給地点群）について、その内容について当該事業者へのヒアリング等を実施していたところ、同事業者から料金を値上げ前の水準に戻し、それまでの差額分も需要家へ返金したい旨の説明を受けた。このため、同事業者に対して、需要家への差額分の返金及び事前説明等について適切に対応するよう指導した。

(4) １事業者（２供給地点群）について、その内容について検証・確認を行ったところ、その値上げ理由や値上げ幅の設定方法について、実態を正確に把握すべく検証・確認を継続する。

(5) 上記３事業者以外の事業者については、値上げが行われた事実は認められなかった。

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　池田
統括ネットワーク事業管理官　伊藤
担当者：安原、牛島、齋藤
電　話：03-3501-1552（直通）

独立行政法人 国民生活センター　消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan　電力・ガス取引監視等委員会 Electricity and Gas Market Surveillance Commission

報道発表資料

電力・ガス自由化をめぐるトラブル速報！Ｎｏ．１９

令和４年７月１３日
独立行政法人国民生活センター
消費者庁
経済産業省電力・ガス取引監視等委員会

契約内容や契約先の事業撤退に伴う対応についての相談が寄せられています

平成２８年に電力の小売全面自由化が、平成２９年にはガスの小売全面自由化が行われ、その後、電気は６年、ガスは５年が経過しました。

国民生活センター及び各地の消費生活センター等並びに経済産業省電力・ガス取引監視等委員会には、消費者の皆様からの相談が引き続き寄せられています。

特に、令和４年４月１日からは、成年年齢が２０歳から１８歳に引き下げられ、１８歳、１９歳の若者は、親の同意なく一人で契約をすることができるようになる一方で、未成年者取消権を行使することができなくなりました[1]。

若者も含めた消費者の皆様への注意喚起・トラブルの再発防止の観点から、相談事例などを紹介するとともに、消費者の皆様へのアドバイスを提供いたします。

また、消費者庁においては、この分野で消費者を欺罔する勧誘については、特定商取引法に基づき厳正に処分等を行ってまいります。

[1] 国民生活センターで「【若者向け注意喚起シリーズ＜No.11＞】電気代が安くなる！？電力契約の訪問販売トラブル」も公表しておりますので、ご参照ください。
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220411_1.html

１．相談件数

（１）国民生活センター及び消費生活センター等への相談状況（PIO-NET[2]より）

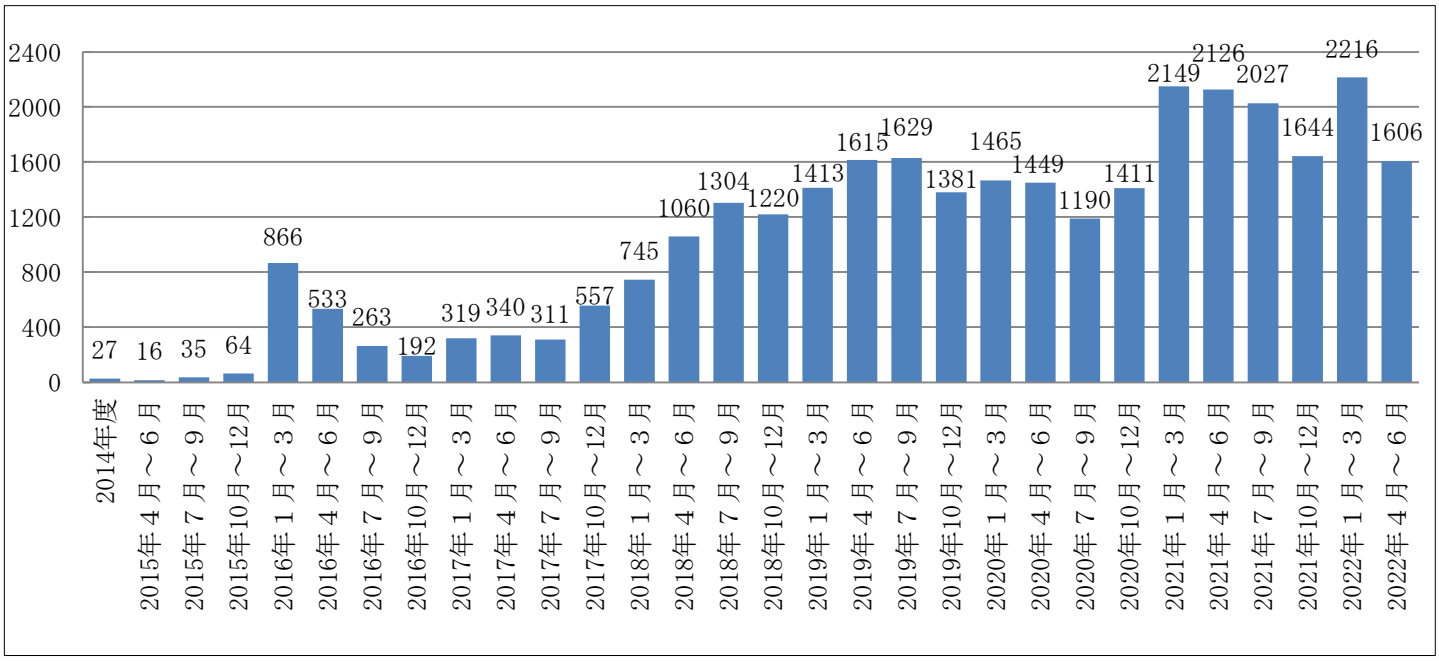


図１．電力の小売に関する相談件数の推移

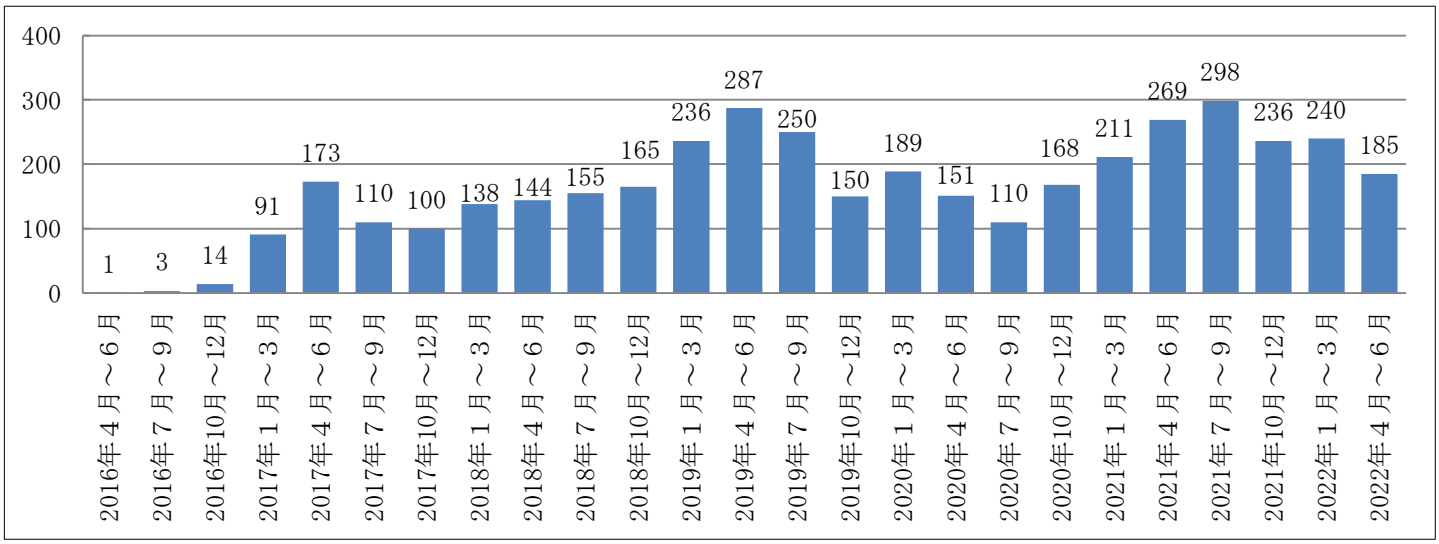


図２．ガスの小売に関する相談件数の推移

[2] PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。本資料の相談件数は、令和４年６月30日までに登録されたデータである。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。

（２）経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口への相談状況

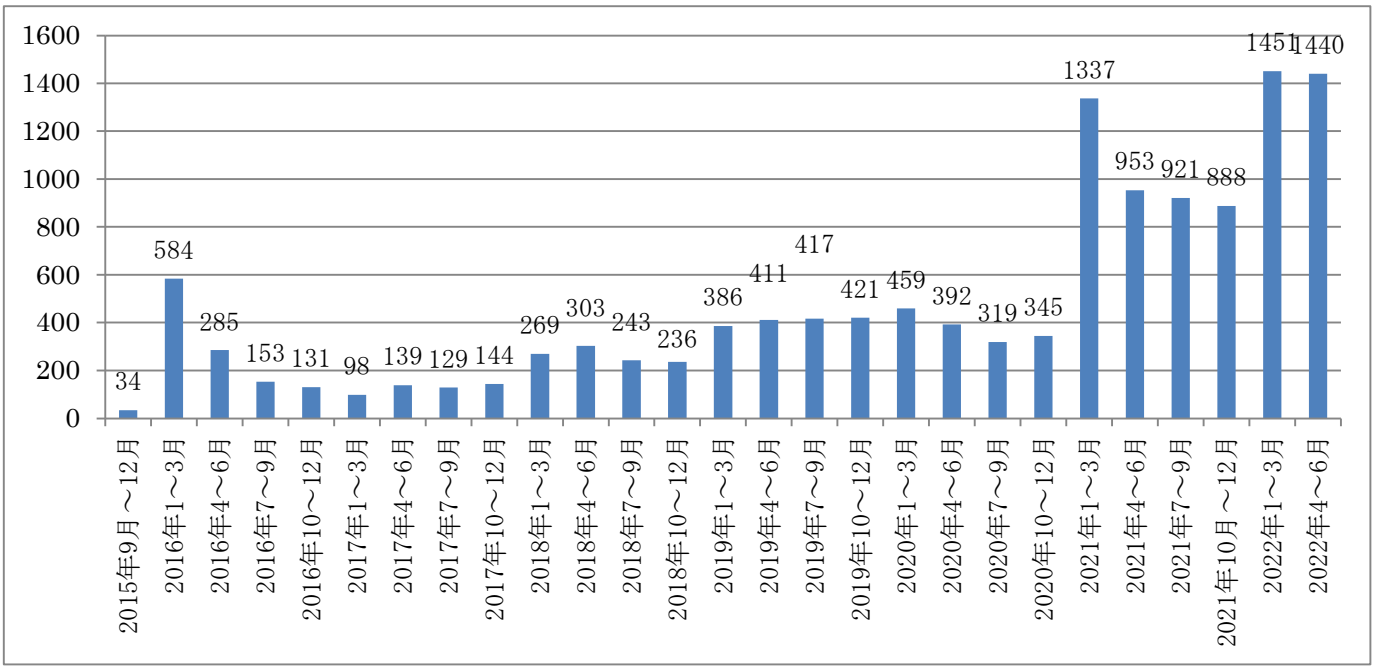


図３．電力の小売に関する相談件数の推移（委員会相談窓口）

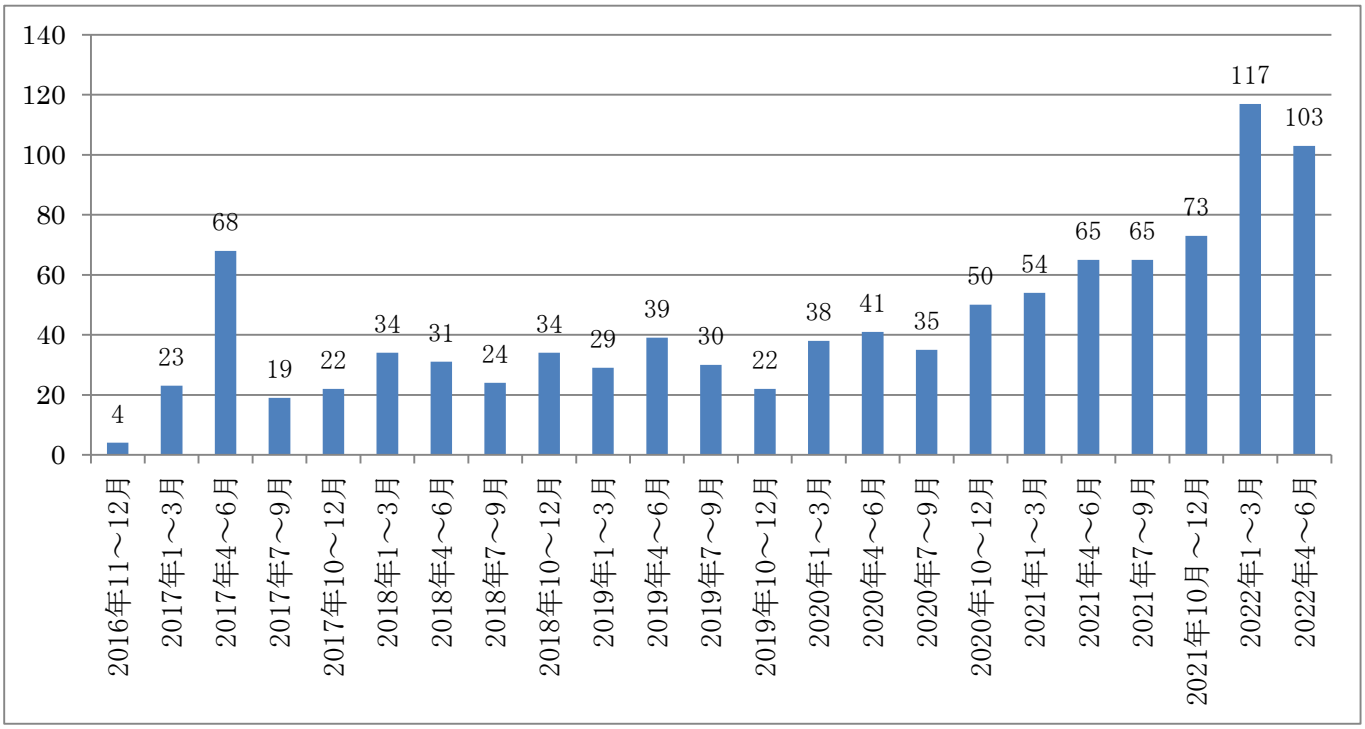


図４．ガスの小売に関する相談件数の推移（委員会相談窓口）

２．相談事例

（１）国民生活センター及び消費生活センター等へ相談された内容

【事例①：訪問を受けた後の確認の電話で断ったのに契約したことになっていた事例】

３か月前に契約中の電力会社を名乗る男性が来訪した。「アパート全体で電力のプランが変わる」と言われ、指示された通りにスマートフォンから申し込んだ。「後で本社から確認の電話があるので、変更を了承していると伝えるように」と言われ、男性は帰った。その後冷静になり、契約切替えの勧誘だったと気づいて、確認の電話できっぱりと断った。しかし先日、電気料金の通知と、ガス料金のマイページができたとのメールが届いた。勧誘された電力会社に問い合わせると、昨年 11 月に契約していると言われたが、契約書面等も受け取っていない。電気とガスの契約を戻したい。

（令和４年２月受付）

【事例②：検針票を見せ、電気料金が安くなると言われて契約を切り替えたが、実際は従前の２倍の金額になった事例】

昨年 10 月に自宅を訪問してきた事業者に電気の検針票を見せるように言われた。見せたところ、「当社と契約すれば電気料金が２割は安くなる」と言われたので、12 月から供給開始の契約をした。先日、契約切替え後初めて請求書が届いたので確認すると、従前の電気料金は２万円程度だったのに今回は４万円で、安くなるどころか２倍の金額になり驚いた。解約しようと電力会社に電話をかけているがつながらない。

（令和４年２月受付）

【事例③：市場連動型プランとの説明を受けておらず、電気料金が高額になった事例】

約８か月前、大手電力会社に委託されたという事業者が自宅に来て、「電気料金が安くなりお得になる」と言われたので、契約内容の変更だと思い了承した。その後電気料金は１万円以下だったが、今月の請求額は３万 6,000 円と高額だった。そこで契約書面を確認すると、私が契約したのは大手電力会社とは別の電力会社の市場連動型プランであることが分かった。しかし自宅に来た営業員からはそのような説明は全く聞いていなかった。解約するには、9,800 円の解約金と調達調整費を払わなければならないようだ。支払わなければいけないか。

（令和４年３月受付）

【事例④：電気の勧誘を断っているのにガスの契約先からの電話勧誘が続いた事例】

ガスの契約先事業者から電気の契約を勧める電話が再三かかってくるが、電気の契約先を変更するつもりはないので、「電話をしないでほしい」と何度も伝えていた。しかし本日、電話に出るとガスの契約先事業者からで、「ガスの支払方法変更の連絡だ。電力とガスの支払方法をまとめてほしい」と言われた。電気の契約の切替えを目的とした勧誘の電話だと思う。断っているのに勧誘を続けるのを止めてほしい。

（令和４年５月受付）

（２）電力・ガス取引監視等委員会へ相談された内容

【事例⑤：代理店から勧誘を受け個人情報を伝えてしまったが、どこの電力会社からの勧誘かわからなくなってしまった事例】
　自宅に電力会社の代理店を名乗る営業員が訪問し、電気の契約切替えの勧誘を受けた。お客様番号が分からないと答えたら、ＳＭＳを使って現在契約中の電力会社に確認してほしいとのことであった。その場で、申込みはしないと伝えたが、名前と住所は伝えてしまったので、勝手に切り替えられてしまわないか心配である。書類も名刺も残しておらずどこの電力会社からの勧誘であったのかは分からない。

【事例⑥：市場連動型の電気料金が突然高額になった事例】
　電気料金見直しのため、数か月前に市場連動型の料金メニューを提供する電力会社に契約変更した。ところがある月から４万円程度だった電気料金が突然７万円の請求になり驚いた。電力会社に確認したところ調達調整費が高くなっているとのことであった。いつもは請求書だけしかみておらず、調達調整費については認識していなかったが、支払わなければならないか。

【事例⑦：以前契約していた事業者から高額な請求がきた事例】
　以前、Ａ社と電気の市場連動型プランを契約しており、別会社に電気の契約を切り替えた。その後、以前契約していたＡ社から調達調整費という名目で引き続き請求を受けているが、これは支払わなければいけないのか。

【事例⑧：契約中の事業者から料金改定の通知がきた事例】
　現在契約中の電力会社から、契約約款の変更に関する通知が届いた。内容は燃料費の算定方法を市場価格連動型へ変更するというものであった。これによると、今の市場価格の状況下においては、実際に請求される電気料金が１．５倍になりそうであるが、契約時にはそのような算定方法ではなく、安くなると思って契約したのに納得できない。契約内容の変更に応じなくてはいけないのか。

【事例⑨：電力事業を撤退する事業者から契約解除の通知が届いた事例】
　現在契約中の電力会社から、電力事業を撤退するので電力会社を切り替えるようにとの案内を受け取ったが、どうすればよいか。何もしなかった場合には、電気が止められたりするのか。

【事例⑩：一般送配電事業者から、供給停止の通知が届いた事例】
　地元の大手電力会社の送電を担当している部門から、電力の供給を停止するという通知が届いた。現在契約している小売電気事業者の契約が廃止されるので、他の小売電気事業者に申し込む必要があると書かれている。通知に記載されている供給停止日までに切替えが間に合わなかった場合には、電気が止められてしまうのか。

３．消費者へのアドバイス

（１）契約の意思がない場合ははっきりと断りましょう

勧誘を受けた際、契約の意思がない場合ははっきりと断ることが重要です。曖昧な返答をしてしまい、後からトラブルに巻き込まれないためにも、契約意思の有無ははっきりと伝えましょう。万が一、自分の意思にかかわらず契約手続が進められてしまった場合でも、後に事業者から申込確認の電話が来る場合がありますので、その際に契約の意思がないことを改めて伝えましょう。それでも契約に関する書類が送られてくることがあれば、すぐに事業者に連絡をとって契約意思がないことを伝え、必要に応じクーリング・オフなどの手続を行いましょう。

（２）勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名や連絡先、契約条件をよく確認しましょう

電話勧誘販売や訪問販売に関する相談が多く寄せられています。相談事例を見ると、大手電力・ガス会社を名乗って勧誘をするケースや、マンション全体の供給契約が変わるかのような説明を行うケースも見られます。どこの電力・ガス会社と契約しているか分からないといった状態を防ぐためや、勧誘の際には契約変更を決めたが、やはり止めたいという場合に備えるためにも、勧誘してきた会社と新たに契約する会社の社名やその連絡先、契約条件を確認しましょう。これらの情報をよく説明をしてもらい、メリット・デメリットを把握し納得した上で契約をしましょう。また、特定商取引法では、電話勧誘販売や訪問販売で一度断った人に再度勧誘することは禁止されています。

電力・ガス会社には、契約を締結するときに、事業者名やその連絡先を含めた契約内容を記載した書面を交付する義務があります。メールやウェブサイト上で表示する等の電磁的方法で交付される場合もありますので、後から契約内容を確認できるように、どのような形で書面交付が行われるのかも確認するようにしましょう。

（３）検針票や契約情報は慎重に取り扱いましょう

氏名（契約名義）、住所だけでなく**顧客番号[3]、供給地点特定番号[4]など検針票の記載情報は重要な個人情報です**。最近では、インターネットやＳＭＳ等でこれらの情報を確認できるサービスも出てきています。

これらの情報によって電力・ガス会社は契約を行っていますので、電話勧誘や訪問販売で情報を聞かれてもすぐ教えてしまわないように気を付けてください。

電気の検針システムが変わり、電気料金が安くなる等の説明がなされるケースもみられますが、スマートメーターを設置したからといって、それだけで電気やガスの料金が安くなるわけではありません。また、設置作業には検針票に記載された情報は必要ありません。設置を理由に情報を聞き出す事例が多いので注意してください。

---

[3] 電力会社・ガス会社が顧客に付している番号。

[4] 電気やガスの供給地点毎に割り振られた番号で、当該供給地点を特定するために用いられます。

（４）契約を変更してしまってもクーリング・オフ等ができる場合があります

事業者から電話や訪問販売で勧誘を受け、電気やガスの契約の切替えについて承諾した場合、法定の契約書面（クーリング・オフに関する事項など、法律で定められた事項を記載した書面）を受け取った日から８日以内であれば、クーリング・オフができます。法定期間内にクーリング・オフに係る書面又はメール等を発送すればよく、クーリング・オフ期間を過ぎて事業者に届いた場合であっても有効です（発信主義）。法定の契約書面を受け取っていない場合でもクーリング・オフは可能です。また、供給開始前であれば、営業してきた事業者にキャンセルの意思を伝えることで、契約をキャンセルできる場合もあります。事業者に言われるがまま契約してしまったとしても、慌てずに対処しましょう。

（５）市場連動型の料金メニューについてのお問合せが増えています

市場連動型の料金メニューは、電力会社が取引所から電気を仕入れる際の価格に連動して電気料金が決まるメニューです。取引所の価格に応じて実際に請求される電気料金も上下するため、安くなる場合も高くなる場合もあります。ある時点から急に電気料金が上がって驚くことのないよう、契約時には、こうした料金メニューのメリット・デメリットを把握し納得した上で契約をしましょう。

特に2020年度冬季には、スポット市場価格の高騰を踏まえ、経済産業省は、市場連動型の料金プランを提供する小売電気事業者に対し、需要家の電気料金負担が激変しないよう、柔軟な対応を要請しました。これを受け、高騰した電気料金の分割払い等に対応し、現在も引き続き分割分について請求している事業者もいます。

日頃から、小売電気事業者が提供する電気料金の見通しについての情報や請求内容の明細等を確認し、どのような内容の請求を受けているのか等について把握しておくことも重要です。請求内容について不明点がある場合には小売電気事業者によく確認をしましょう。

なお、市場連動型料金メニューについては、需要家の理解促進の観点から、小売事業者から需要家への説明及び情報提供の在り方について「電力の小売営業に関する指針」を改定し（2021年11月）、その遵守状況の確認等を行っています。

（６）契約している電力会社から契約内容の変更の案内を受け取った場合には、変更内容をよく確認しましょう

昨今の燃料価格等の状況を踏まえ、既に締結している契約内容について、調達コストを反映した料金メニューに見直す小売電気事業者も見られます。契約先の小売電気事業者から契約内容の変更の案内を受け取った場合には、そのままにせずに、現在の契約から、いつ、どのように変更されるのかをしっかりと確認しましょう。その上で、不明な点は必要に応じて小売電気事業者に問い合わせる等し、納得した上で契約を継続するか、他の電力会社に切り替えるか等の判断をしましょう。

（７）契約している会社が事業撤退する場合でもすぐには電気・ガスは止まりませんが、お早めに電力会社・ガス会社の切替手続を行ってください

電力会社・ガス会社が、消費者と締結している電力・ガスの供給契約を解除する場合には、契約解除日を明示した通知が事前に行われることになっています。また、供給契約が解除されたことを理由に実際に電力・ガスの供給停止が行われる前には、一般送配電事業者（送電担当部門）・一般ガス導管事業者（導管担当部門）が供給停止日を明示した通知を行います。

このように、急に停電・供給停止になることはありませんが、一般送配電事業者・一般ガス導管事業者からの通知の後は電力・ガスの供給が停止されることがありますので、供給契約がない状態にならないように、早めに電力会社・ガス会社の切替手続を行ってください。

切替手続に当たっては、現在契約している電力会社・ガス会社から、提携している別の電力会社・ガス会社との契約を推奨される場合があります。しかし、推奨された電力会社・ガス会社と必ず契約する必要はありません。

既に全国で多数の電力会社・ガス会社が新たに電力事業・ガス事業に参入していますので、各社のホームページなどを確認したり、電話などで問い合わせたりすることにより、自分の電気の使用状況やライフスタイルに合ったプランを選ぶことができます。

しかし、解約に違約金を求めることとしている電力会社・ガス会社もいますので、契約のメリットやデメリットをよく検討し、慎重に契約するようにしてください。

万が一、新たに契約する電力会社・ガス会社がすぐに見つからない場合でも、電気の場合には、一般家庭向けの契約（低圧）であればみなし小売電気事業者[5]に、ガスの場合には、導管部門を有する都市ガス事業者等[6]に、消費者に対するセーフティネットとしてその供給区域内において最終的な電気・ガスの供給を実施することが義務付けられていますので、消費者は、他の電力会社・ガス会社に切り替えるまでの間、これらの事業者と契約することもできます。

（８）電力会社・ガス会社の切替えは、新たに契約する電力会社・ガス会社に電話等で申込みをすることで手続が完了します

消費者が別の電力会社・ガス会社に契約を切り替える場合、新たに契約する電力会社・ガス会社に申込手続をすることで原則として手続が完了します。現在契約している電力会社・ガス会社との解約手続は、新たに契約する電力会社・ガス会社が消費者に代わって行いますので、現在契約中の電力会社・ガス会社に解約の連絡を行う必要はありません。

[5] 北海道電力株式会社・東北電力株式会社・東京電力エナジーパートナー株式会社・中部電力ミライズ株式会社・北陸電力株式会社・関西電力株式会社・中国電力株式会社・四国電力株式会社・九州電力株式会社・沖縄電力株式会社のことです。

[6] 東京ガス及び大阪ガスの供給区域においては、それぞれ東京ガスネットワーク株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社が最終的な供給義務を負っています。

申込みの際には、現在の契約における、①契約名義、②住所、③顧客番号、④供給地点特定番号が必要となります。現在の電力会社・ガス会社から交付された書面に記載されていることが多いので、確認してください。これらの情報が分からない場合は、現在契約している電力会社・ガス会社に問い合わせるか、新たに契約しようとする電力会社・ガス会社に相談してください。

（９）電力・ガス会社へ電話がつながらない場合でも、慌てず対応しましょう

引っ越しシーズン等様々な事情により、電力会社・ガス会社によっては、一時的にカスタマーセンター等への電話がつながりにくい状況が発生している場合があります。その時つながらなかった場合でも、何度かかけ直したり、かける時間帯を変えてみることでつながる場合があります。また、電力会社・ガス会社によっては、ＨＰ等で一時的に電話がつながりにくい状況を周知していたり、問合せの予約を受け付けていることもあります。電話での問合せのほかにも、メッセージやチャットボットによる問合せを受け付けており、それらを利用することにより解決する場合もありますので、確認してみましょう。

（１０）困った場合にはすぐに相談しましょう

電話勧誘・訪問販売での契約トラブルのほか、電気・ガスの小売供給契約を結ぶに当たり、制度や仕組みで不明な点や不審なことなどがあれば、経済産業省電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口（０３－３５０１－５７２５）又は最寄りの消費生活センター等に相談してください[7]。

※消費者ホットライン：「１８８（いやや！）」番
最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等を御案内する全国共通の３桁の電話番号です。

[7] 経済産業省電力・ガス取引監視等委員会に御相談いただく際には、電力会社やガス会社に対する監視活動の参考とさせていただくため、事案の内容のほか、事業者やその代理店の名称、事案の発生した日時等について、できる限り具体的に情報をお寄せください。

2022年度
第3回業務委員会
資料№8-0

第２回業務委員会後のアンケートでの質問１について

資料３「ガス事業法が適用される液化石油ガスの販売とは」を読んで、ご質問・ご意見等ございましたら記入願います。

１　「2.7 同一区画内に「埋設導管」による供給地点と「非埋設導管」による供給地点が存在していても、それぞれの供給地点の数は合算されません。」の記載について。

例えば、同じ△△■丁目内にそれぞれの供給設備で埋設導管による供給地点 70 戸と非埋設導管による供給戸数 10 戸があった場合、非埋設導管による供給 10 戸は液石法で供給して良いということでしょうか。

1-1　そのとおりです。非埋設導管による供給 10 戸と同一の街区に他の非埋設導管による供給が 60 戸未満であること、隣接した街区の同一のブランド等の非埋設導管による供給を加えても 70 戸未満であれば、液石法による供給となります。

２　対象となる読者の立場に立って読んでみると、文量と体裁から、読破するのに相当のパワーが必要と感じます。ポンチ絵（小職にはセンスがございませんが、、）等を駆使してイメージで伝わるようにすると、なお一層活用されるのでは？と思いました。

2-1　修正版でかなり読み易くする努力はしてみましたが、再確認の上再度ご意見を頂きたいと思います。私も絵心はございませんので、必要に応じプロにお願いしようかと考えています。

３　職員内でこの資料を確認させたのですが、はやり理解するのが難しいというのが率直な意見です。「一の団地」や「街区」の条件等々です。

「特定ガス発生設備」において「ガス」を発生させ「導管」により「一の団地内」において「７０以上」の「供給地点」に供給するのが「ガス小売事業」というのが基本かとおもいますが、これらの条件以外でも「ガス事業法が適用される」ということが理解しづらい状況だと思います。

様々ケース例を挙げて（Ｑ＆Ａ形式）理解しやすいものになると良いと感じます。以前、法改正にあたり、数例の図入解説の資料を見たことがありますが、わかりやすい資料だったのを記憶しております。

3-1　“「一の団地」内に”とういう言葉の「一の団地」の範囲が導管の種類により変わることと、“特定ガス発生設備の数を問わない”すなわち「一の特定ガス発生設備」から導管で供給される地点が 70 以下でも、「一の団地」内に「特定ガス発生設備」が複数あれば、同種の導管で供給される供給地点も合算しなければならないことを理解していただければ基本通りなのですが、書き方をさらに工夫してみます。

4　新入社員・若手社員に確認したところ以下のご質問がでました。解釈できる内容かと思いますが、念のためご報告いたします。

Ｐ１下段：『「特定ガス発生設備」の数は問いません。一つの供給設備につながる供給地点数が 70 未満であればガス事業法が適用されない訳ではありませんのでお気を付けてください。』

前段の 70 以上の説明から、70 未満がガス事業法に適用されない訳ではないといった内容が、理解できないと回答がありました。

（LP ガス法ガ適用される供給とは？●●をご参照ください）など、補足するとよいかもしれません。

4 - 1　文章の主旨は、3-1 の後段のとおり【“特定ガス発生設備の数を問わない”すなわち「一の特定ガス発生設備」から導管で供給される地点が 70 以下でも、「一の団地」内に「特定ガス発生設備」が複数あれば、同種の導管で供給される供給地点も合算しなければならない】ということですが、再考いたします。

5　もう少し表現を解り易くしていただけると助かります。別添資料①②③④との記載がありますので図示などがあると推察しますが、別添ではなく文書の下部などに図示いただけるともっと解り易いかと思います。

5 - 1　2-1 のとおり、文章を更に検討するとともに、図表やマンガの挿入を考えます。

6　どの様な読み手を想定しているのか、対象が判りませんが、説明が専門的である程度の知識がないと理解出来ない様に思います。もう少し判りやすい文章にして、イラスト等があった方が良いと思います。内容としては問題ないと思います。

6 - 1　液石専業事業者、液石業務担当者をターゲットと考えています。2-1、5-1 と同様、分かり易い説明に努めます。

7　「一の団地」とは一定の面積を有する区画と記載があるが、一定の面積とはどの程度を指すのでしょうか？一定の面積を有する、ではなく、一定の条件を有した区画、といった表現の方が適切ではないでしょうか。

7 - 1　通達に合わせ“「一の団地」とは、客観的に一区画をなしていると認められる土地の区域です。”と修正しました。

8　集合住宅のブランド、土地所有者等によっては・・・と記載がありますが、所有者は異なるもののブランド名が同一（レオパレスなど）の場合も、一の団地となりうるでしょうか？

8 - 1　所有者が異なるが同一ブランドの場合、ブランドは変えているが所有者が同一であるまたは同一であった場合は、いずれも「一の団地」となると説明を受けています。

9　「需要場所」の考え方は、自由化以前の簡易ガス供給約款にのみ記載されており、供給約款による規制がない現在でも、この考え方が引き継がれているという根拠はどこにあるでしょうか。新規参入事業者にとっては、知る由もない事情だと思います。

9-1　「需要場所」については、ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」の 1-③-(i)で「供給地点」として定義されています。また、ガスの小売供給については、「一括受ガス」は認められていません（「ガスの小売営業に関する指針」２(1)）ので、供給元のガス小売事業者と最終的なガス使用者との間に契約関係があることが求められます。これを担保するためには、「１需要場所＝１ガスメーター＝１契約」は原則として維持する必要があると考えます。また、グレーゾーンの一例として「企業の従業員寮 70 室の各室にガスを供給する場合において、企業を需要家として元メーターの指針を基にガス代を請求し、企業はこれを支払った上で、使用者にはガス代を請求しない（＝ガス代全額を会社負担する）場合においても、「需要場所」はメーターの設置の有無にかかわらず、「供給地点」である室数の 70 となり、ガス事業法が適用されます。「一括受ガスに当たるかどうか」については明確な判断が示されていませんが、「保安上の観点からも各室にメーターを設置することが望ましい」との依頼は受けています。

１０　そのため、需要場所にメーターを設置するという義務はなく、3.3 と 3.4 の記載にも疑問が残ります。

１０-１　9-1 記載のとおりですが、「全ての需要場所にガスメーターを取り付けなくてはならない」並びに「ガス代を徴収しなければ一括受ガスに当たらない」の２点は「一括受ガス」につながる事項です。「一括受ガス」については、ガス事業制度検討 WG で第２～７回にわたり議論されており、その結果が「ガスの小売営業に関する指針」に反映されていて、ここに記載のない事項について確認を求めていくとガス事業制度検討 WG に諮る必要があると判断されかねません。現在のところこの WG で認められている事業モデルは、契約は各戸単位、保安責任は導管事業者、契約期間は短期、引き込み圧力は低圧というパターンのみです。

「需要家の利用メニューの多様化」や「ガス小売事業者による販売経費等の圧縮、安価な料金メニューの適用」が目的であれば、「需要家代理モデル」で対応可能と考えられます。その場合も戸別契約が前提です。

１１　LP ガスによる一括受ガス状態と、小売登録をして各戸に供給するという状態では、両者にあまり差がない（いずれにしても供給条件の説明義務、保安規制は担保され、スイッチングはできない）と思われます。どの状態がガス使用者にとって有益かを考え、柔軟な対応も必要かと思います。"

１１-１　「ガスの小売営業に関する指針」によれば、需要家がスイッチングできないことは問題だとしています。託送業務が認められていない旧簡易ガスでは、現実的ではないかもしれませんが、“供給条件の説明義務、保安規制は担保され、スイッチングはできる”状態にするべきと思われます。

１２　一の団地関連はかなり難解だと思います。

１２-１　2-1、5-1、6-1 と同様です。

１３　ガス小売事業者は理解出来ると思いますが、液石事業者はこれとは別に図等での資料を用いると更に理解を深めることが出来ると思います。

１３-１　2-1、5-1、6-1、12-1 と同様です。

１４　　支部では近年、「一の団地」についての問い合わせが増えているようです。ただし、あくまでコミュニティーガス事業者（会員）がほとんど。LP 法・保安法のみの販売店への周知強化が必要と考えます。

１４-１　事務局も同様に考えていますので、ご協力の程よろしくお願いします。

以上

2022年度
第3回業務委員会
資料№8-1

2022/10/13

「一の団地」の区域の変化に応じた供給地点の新呼称のアイデア募集

（一社）日本コミュニティーガス協会

対象	○○丁目又は町・字が 「一の団地」区域となる	○○丁目○○番又はこれに類する 区画が「一の団地」区域となる	問題点
通達の表現	道路を横断又は並行している 導管によりガスを供給する（地点）	道路を横断又は並行しない 導管によりガスを供給する（地点）	長い文章で表現されている
これまで テキスト	埋設導管（による供給地点）	非埋設導管（による供給地点）	導管の種類のみに着目 道路か否かを表現できていない
今回の Q&A案	町字供給地点	街区供給地点	供給地点に着目

供給地点の種類を表現した方が理解されやすいのではないか？

案募集①		

＊セットでお願いします。

案募集②		

＊セットでお願いします。

【改訂案 ver. 9】本文＆解説

序章　コミュニティーガス事業とは

～「ガス事業法」が適用される液化石油ガスの販売～

「コミュニティーガス事業」とは「旧簡易ガス事業」について（一社）日本コミュニティーガス協会が定めた愛称です。

コミュニティーガス事業には「ガス事業法」が適用されます。同じ液化石油ガスを販売する事業でも「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「ＬＰガス法」という。）」が適用される場合と「ガス事業法」が適用される場合があります。

それでは「ガス事業法」が適用される液化石油ガスの販売とはどのような事業でしょうか？ガス事業法の規定によれば、コミュニティーガス事業は、ガス事業のうち「一般の需要」に応じ、「政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）」においてガスを発生させ、「導管」によりこれを「一の団地」内において「７０以上の供給地点」に供給する「ガス小売事業」となります。

1．コミュニティーガス事業は「一般の需要」に応じガスを供給する事業です。

1.1. 「一般」とは不特定多数をいいます。何をもって不特定といい、多数というかは、社会通念上決せられるべき性質のもので、ガスを最終的に使用する者は原則として「一般」に当たります。

1.2. 例外として、ガスを最終的に使用する者に対する供給であっても、例えば自己（ガス小売事業者）の社宅に対する供給のように自家消費と同等のものとみなすことが出来る場合や、自己（ガス小売事業者）の子会社に対する供給のように供給者と使用者の間に密接な関係があるような場合には、その供給はその特別な関係に基づいて行われるものであり、不特定多数に対する供給とはならないとされています。

したがってこれらの場合には「一般の需要」に応じてガスを供給する事業には該当しませんので、ガス事業法は適用されません。

2. コミュニティーガス事業は「特定ガス発生設備においてガスを発生させ」て供給する事業です。

2.1. 「特定ガス発生設備」とは、高圧ガス保安法又はＬＰガス法に規定する規格又は技術上の基準に適合する**容器**（液化天然ガス用保冷容器を除く。）並びに当該容器内において発生するガスの**集合装置**及び当該容器に附属する**気化装置**（当該容器内又は当該容器に附属する気化装置内において発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く。）です。

2.2. そのガスは一般的には液化石油ガスですが、圧縮天然ガスも含まれますので、本書では「液化石油ガス等」とします。

3. コミュニティーガス事業は液化石油ガス等を「導管により」供給する事業です。

3.1. **「導管により」**供給するとは一の供給設備から**２以上の「供給地点」**に導管を用いて供給することです。

3.2. 一方「ＬＰガス法」に規定されているのは「一般消費者等に対するＬＰガスの販売（以下略)」ですから、容器に充填して販売する、戸別に容器を設置して販売する、複数の戸建住宅に対して一の供給設備から導管でガスを供給して販売する、あるいは集合住宅に容器を設置して各戸に販売するなど様々な販売方法があります。

3.3. この内、複数の戸建住宅に導管でガスを供給し販売する、あるいは集合住宅の各戸に対し導管でガスを供給し販売する場合は「導管による供給」となりますので、「ガス事業法」との境界が問題になります。

3.4. その境界は、前文に記載したとおり、**「一の団地」**内において**「導管」**によりガスを供給する**「供給地点」が「７０以上」**かどうかです。では、**「一の団地」「供給地点」「７０以上」**はどのように判定するのでしょう。以下説明していきます。

4. 「一の団地」は「導管の敷設方法」で区域が変わります。

4.1. 「一の団地」とは、客観的に一区画をなしていると認められる土地の区域です。

4.2. その区域は、「導管の敷設方法」によって変わります。「導管の敷設方法」は次の２つに区分され、対応する「一の団地」の区域が定められています。

4.2.1.「道路を横断又は並行している導管」
＝戸建住宅団地の本・支管のように道路下に埋設されている導管。

供給地点をつなぐ一連の導管が、一部でも「**道路を横断又は並行している導管**」を使用している場合は、「街区方式による住居表示」が実施されている地域では「町又は字」が「一の団地」となります。また「街区方式による住居表示」が実施されていない地域にあっては「これに類する区画」となります。

この「**道路を横断又は並行している導管**」により、ガスを供給する供給地点を、本書では「**町字（まちあざ）供給地点**」と呼びます。

【解説】「街区方式による住居表示」とは？

（注）　住居の表示方法の例で、白抜きの記号（〇、△、□等）は地名を、
黒塗りの記号（■、▲、●等）は数字を表しています。

「街区方式による住居表示（以下「街区方式」という。）」の場合には、一般的に次のように表示されます。

「〇〇市△△■丁目▲▲番●●号」又は「〇〇市△△町(字□□)▲▲番」

一方、住居表示が実施されていない場合（以下「従来方式」という。）の代表的な住居表示は次のとおりです。

「〇〇市△△町(字□□)▲▲▲▲番地●●」

ただし(字□□)は表示されないことが多いため、街区方式との違いは明確ではありません。

実務では市町村に「街区方式による住居表示」実施の有無を確認（HP に掲載されている場合があります。）してください。

【解説】「道路を横断又は並行している導管」によりガスを供給する場合

「道路を横断又は並行している導管」によりガスが供給される住宅群でイメージされるのは、戸建住宅団地、戸建住宅と集合住宅の混合型団地そして大規模な集合住宅群です。

これらの場合「街区方式」による住居表示の場合には「△△■丁目」や「△△町字□□」が、「従来方式」の場合には「これに類する区画」が「一の団地」の範囲となります。

この「△△■丁目」、「△△町字□□」あるいは「これに類する区画」の中で、70 以上の「町字供給地点」に同一事業者がガス供給を行えば「ガス事業法」が適用され「ガス小売事業」となります。

例えば３０戸×２棟の集合住宅が道路を隔てた同一字内に建設され、一方に２棟分の供給設備を設置し、他方には道路を横断する導管によりガスを供給すれば、この２棟は「道路横断している導管」による供給となり、供給地点は全て町字供給地点となります。この２棟だけであれば町字供給地点は６０地点ですが、この集合住宅にガスを供給している事業者が、同一字内で別の供給設備から「道路を横断又は並行している導管」を使用して１０戸に供給している住宅群（以下、「小規模導管供給」という。）にガスを供給していると、同一字内の町字供給地点が７０となります。町字供給地点が７０地点以上となった時点でガス事業法が適用され「団地」としてガス小売供給の登録が必要となります。供給設備の数は問いません。

4.2.2.「道路を横断又は並行しない導管」
＝集合住宅の導管や敷地内の住戸をつなぐ道路に埋設されていない導管。

供給地点をつなぐ導管が全て「道路を横断又は並行しない導管」の場合は「街区方式による住居表示」が実施されている地域では「街区」が「一の団地」となります。また「街区方式による住居表示」が実施されていない地域にあっては「これに類する区画」となります。

この**「道路を横断又は並行しない導管」**により、ガスを供給する供給地点を、本書では**「街区供給地点」**と呼びます。

【解説】「道路を横断又は並行しない導管」によりガスを供給する場合

「道路を横断又は並行しない導管」によるガス供給がイメージするのは、アパート・マンション等の集合住宅です。また、同一街区内や同一敷地内で、導管により２戸以上の戸建住宅（供給地点）に供給する場合も「道路を横断又は並行しない導管」による供給となります。

これらの場合「街区方式」による住居表示の場合には「△△■丁目▲▲番」や「△△町▲▲番」が、「従来方式」の場合には「これに類する区画」が「一の団地」の範囲となります。

この「△△■丁目▲▲番」、「□□町▲▲番」あるいは「これに類する区画」の中で、70 以上の「街区供給地点」に同一事業者がガス供給を行えば「ガス事業法」が適用され「ガス小売事業」となります。

住居表示が「従来方式」の場合の「これに類する区画」については、令和元年８月１日ガス市場整備室発「事務連絡」及び同室作成の解説資料（後掲）を参照してください。この場合も供給設備の数は問いません。

例えば、同一事業者が同一街区内で、それぞれが独立した供給設備を持つ１棟２０戸のアパート４棟にガスを供給している場合には、「一の団地」内の「街区供給地点」数が８０となり、ガス事業法が適用されます。

【解説】ガス事業法改正前後の取扱い

繰り返しになりますが、「町字供給地点」は、「街区方式」の場合には「△△■丁目」や「△△町」が、「従来方式」の場合にはこれに類する区画として「△△町」や「字□□」が「一の団地」の範囲となります。

また「街区供給地点」は、「街区方式」による住居表示の場合には「△△■丁目▲▲番」や「△△町▲▲番」が、「従来方式」の場合には「これに類する区画」が「一の団地」の範囲となります。

このルールは平成２９年４月１日のガス事業法改正以前に計画・実施されていたものには適用されません。それ以降に計画・実施され移動があった場合に適用されます。

例えば平成２９年４月以前に、既に同一字内で、「道路を横断又は並行している導管」により、合算して７０以上の供給地点に供給していた場合には、その同一字内で平成２９年４月以降に新たな「町字供給地点」の移動がなければ、ガス事業法は適用されません。

その後、「町字供給地点」が移動した場合には、その字内の既存の「町字供給地点」と合算して７０以上であれば、新たな供給地点群として「ガス小売事業」の登録を申請するか、すでにガス小売事業の登録がされている場合には変更登録の申請をすることになります。

また、同一字内で７０戸に満たない「道路を横断又は並行している導管」によるガス供給を行っていた事業者が平成２９年４月以降に新たな「道路を横断又は並行している導管」によるガスの供給を計画・実施した結果、「町字供給地点」が合算して７０地点以上となった場合には、新たな供給地点群として「ガス小売事業」の登録又は変更登録を申請することとなります。

「街区」又は「それに類する区画」における「街区供給地点」についても同様に取り扱います。

4.3. 複数の「町」若しくは「字」又は「街区」が「一の団地」となる場合

集団的に住宅等を建築し、又はしようとする地域が、隣接する２以上の「町」若しくは「字」又は「街区」にまたがる場合は、当該２以上の「町」若しくは「字」又は「街区」が「一の団地」となります。さらに集合住宅のブランド、土地所有者等によっては、２以上の隣接する区画が「一の団地」となる場合もあります。特に隣接する街区で幾つかの集合住宅にガスを供給している事業者はご注意願います。

【解説】同一区画内で「道路を横断又は並行している導管」によるガス供給と「道路を横断又は並行しない導管」によるガス供給の双方を行っている場合

➡「町字供給地点」と「街区供給地点」は全く別のものであり、合算はしません。

同一区画内に、同一事業者の「道路を横断又は並行している導管」による供給地点（＝町字供給地点）と「道路を横断又は並行しない導管」による供給地点（＝街区供給地点）が存在していても、「**混合型団地**（後述）」でなければ供給地点の数は合算されません。「町字供給地点」と「街区供給地点」は、「ガス事業法」では全く別のものです。仮に、同一事業者が同一字内で「町字供給地点」６９地点と「街区供給地点」６９地点にガスを供給していても、また同一事業者が同一街区内で「町字供給地点」６９地点と「街区供給地点」６９地点にガスを供給していても（それほど広い街区はないと思いますが）ガス事業法は適用されません。ただし、一つの供給設備から戸建住宅と集合住宅双方にガスを供給する「**混合型団地**」の場合には、道路を横断又は並行する導管によりガスを供給しているか否かにより「一の団地」の区域を確認し、同じ種類の供給地点の数を数えて判断してください。

【解説】旧法に基づく既設団地が存在する場合の取扱い

平成２９年４月１日の時点で改正前のガス事業法により既に簡易ガス団地として認可を受けていた供給地点は合算されません。この団地の導管を延長して新たな供給地点にガスを供給する場合には、既設団地の変更の申請または届出が必要となります。

また、既設の団地とは別に独立した供給設備から導管によりガスを供給するのであれば、導管の種類により「一の団地」の区域を確認し、既設団地を除いて、同じ種類の供給地点の数を数えることとなります。

5. 「供給地点」の数はメーター設置の有無だけでは決まりません。

5.1. 「供給地点」とは、特定ガス発生設備において発生したガスをガスの使用者に供給すべき地点（＝需要場所）をいい、取引用のガスメーターが取り付けられる地点又は取り付けられた地点です。したがって、まず「需要場所」であるかどうかを判断し、１需要場所に対しガスメーター１個を設置します。メーターが１つであれば、その先に何戸・何室あろうが、供給地点は１であるとはなりません。その先の各戸・各室が需要場所に当たるか否かを判断する必要があります。

5.2. ガス小売供給約款（当協会作成の一例）には次のとおり記載しています。

― ガスメーターの設置 ―

当社は、１需要場所につきガスメーター１個を設置いたします。この場合、１構内をなすものは１構内を、又、１建物をなすものは１建物を１需要場所といたしますが、下記の場合には、原則として次によって取り扱います。なお、お客さまの申込みがある場合であって、当社が特別の事情があると判断したときには、１需要場所につきガスメーターを２個以上設置することがあります。

① マンション等１建物内に２以上の住戸がある住宅
各１戸が独立した住戸と認められる場合には、各１戸を１需要場所とする。
なお、「独立した住居と認められる場合」とは、次のすべての条件に該当する場合をいいます。
(ｲ) 各戸が独立的に区画されていること
(ﾛ) 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること
(ﾊ) 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

② 店舗、官公庁、工場その他
１構内又は１建物に２以上の会計主体が異なる部分がある場合には、各部分を１需要場所とする。

③ 施設付住宅
１建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（「施設付住宅」という。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱う。

【解説】ガスが配管される区画は７０以上だが、料金は一括して支払われる場合

問い合わせで「従業員用の寮で各室にキッチンとユニットバスを設置するが、ガス代は会社が負担し、従業員からは寮費のみを徴収する。ガスメーターは１棟に１台のみ。ガスを供給する部屋数は７０以上だが、ＬＰガス法を適用することで良いか？」とか、「戸建の貸別荘地に導管供給するが、別荘利用者には管理料のみ請求し、戸別に光熱水道費を請求することはないとのこと。ガス料金は別荘の運営事業者が一括して支払うのでガスメーターは１台のみ設置することで考えている。供給戸数は７０以上だがＬＰガス法を適用することで良いか？」というものがありました。

これらの場合については、各室又は各戸にガス管が配管されていますので、ガスメーターの設置如何に関わらず、それぞれの室又は戸が「需要場所」となります。「需要場所」が７０以上ですので、ガス事業法の適用は、これらのガス供給が「一般の需要」に該当するか否かによることとなり、「一般の需要」か否かの判断は具体的な事案に基づいて行うことになります。判断に悩まれる場合には、事前に管轄当局に相談することをお薦めします。

「一般の需要」であり、ガス事業法が適用されるのであれば、１需要場所につき１ガスメーターが原則となります

5.3. 「１需要場所、１メーター、１契約」

ガス事業法では、いわゆる「一括受ガス」は認められていません（違反した場合には罰則の対象となり得ます。）。そのためガス小売供給約款には、必ず上記 5.2 を記載し、１需要場所につき１メーターを設置するとともに、１メーターごとに１契約とすることが原則です。

【解説】「一括受ガス」について

「一括受ガス」については、「ガスの小売営業に関する指針」の「２．営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等」の「(1)ガス事業法上許容されない営業・契約形態」の「ア　一括受ガスについて」及び「(2)ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為」を参照願います。

6. 供給地点の「数」を数えるとき、配管されていない区画も、関係会社の供給地点も数えます。

6.1. 「供給地点の数」とは「供給地点」の総数をいいます。区画として計画されているが、まだ配管されていない区画も供給地点として数えます。ガス事業法は事業者ごとに適用されますので、供給する事業者が異なれば、同一の区画内にあっても合算する必要はありません。ただし、関係会社は同一の事業者とみなされますので、関係会社の供給地点は合算しなければなりません。

【解説】関係会社とは、会社法に定める子会社等及び親会社等のことです。いずれかが自然人である場合もあります。

6.2. 4.3 の【解説】に記載していますが、戸建団地に代表される「町字供給地点」と、集合住宅に代表される「街区供給地点」は、同一区域内で同一事業者が供給していても合算しません。「町字供給地点」と「街区供給地点」はガス事業法上全く別のものです。

【解説】「町字供給地点」と「街区供給地点」は本書で使用している名称です。

「町字供給地点」: 一の供給設備から供給地点にガスを供給する導管の一部に「道路を横断又は並行する導管」がある場合、この供給設備から供給されるすべての供給地点を「町字供給地点」という。

「街区供給地点」: 一の供給設備から供給地点にガスを供給する導管の全てが「道路を横断又は並行しない導管」である場合、この供給設備から供給されるすべての供給地点を「街区供給地点」という。

7. ガス事業法の適用外としてＬＰガス法が適用されるガス供給は以下のとおりです。

これまでガス事業法が適用される場合につき説明してきました。これまでの説明から以下の 7.1～7.3 の場合にはガス事業法は適用されず、ＬＰガス法が適用されることとなります。7.3 及び 7.4 の場合は、2017 年３月までに認可され、現在も登録している旧簡易ガス団地の供給地点を除いて供給地点数を数えます。

7.1. 自己の社宅に対する供給や自己の子会社に対する供給のように「一般の需要」に該当しない供給にはガス事業法は適用されません。

7.2. 戸別供給（１の供給設備から１の需要場所にガスを供給するもの）は、導管供給ではなく、ガス事業法の対象外です。供給地点として数える必要はありません。

7.3. 「町又は字あるいはこれに類する区画」内で、自社及び関係会社の「町字供給地点」の合計が６９以下、かつ隣接する「町又は字あるいはこれに類する区画」において関連する「町字供給地点」がない場合、あるいは関連する「町字供給地点」を合算しても６９以下の場合。

7.4. 「街区又はそれに類する区画」内で、自社及び関係会社が供給する「街区供給地点」が６９以下、かつ隣接する「街区又はそれに類する区画」に関連する「街区供給地点」がない場合、あるいは関連する「街区供給地点」を合算しても６９以下の場合。

7.5. 7.3 及び 7.4 において、隣接する区画で行っているガス供給が、関連する供給に当たるか否かの判断について悩まれる場合は、弊協会支部または本部業務部までお問い合わせください。

【参考】

導管の種類	供給地点群のイメージ	「一の団地」の範囲	住居表示方式による表示例	
			街区方式	その他の方式
道路を横断又は並行している導管	戸建住宅群 戸建集合混合型 大規模集合住宅群	町又は字 あるいはこれに類する区画	△△■丁目 △△町字□□	△△町字□□ △△町
道路を横断又は並行しない導管	アパート マンション ２世帯住宅	街区 又はこれに類する区画	△△■丁目▲▲番 △△町▲▲番	左記に類する区画、令和元年８月１日の事務連絡

【改訂案 ver.2】法令のみ

序章　コミュニティーガス事業とは

～「ガス事業法」が適用される液化石油ガスの販売～

ガス事業法第２条　この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること（政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあっては、一の団地内におけるガスの供給地点の数が７０以上のものに限る。）をいう。

２　この法律において「ガス小売事業」とは、小売供給を行う事業（一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く。）をいう。

11　この法律において「ガス事業」とは、ガス小売事業、一般ガス導管事業、特定ガス導管事業及びガス製造事業をいう。

ガス事業法施行令第１条　ガス事業法第２条第１項の政令で定める簡易なガス発生設備は、高圧ガス保安法又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器（液化天然ガス用保冷容器を除く。）並びに当該容器内において発生するガスの集合装置及び当該容器に附属する気化装置（当該容器内又は当該容器に附属する気化装置内において発生するガスの成分に変更を加える装置を有するものを除く。）とする。

1．コミュニティーガス事業は「一般の需要」に応じガスを供給する事業です。

ガスの小売営業に関する指針

２　営業・契約形態の適正化の観点から問題となる行為及び望ましい行為等

（１）　ガス事業法上許容されない営業・契約形態

ア　一括受ガスについて

電力分野では、受電実態がない者が、需要家に代わり当該事業者の名義で、あるいは需要家の契約名義を当該事業者に書き換えることにより、小売電気事業者等と小売供給契約を締結し、需要家に電気を提供するような行為については、物理的な電気の使用・受電の実態に即さない契約を生じさせるものであることから、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）上許容すべきものではなく、また、最終的な電気の使用者がスイッチングをしたいと考えても、供給元の小売電気事業者と最終的な電気の使用者の間で契約関係がないため、簡易・迅速なスイッチングができない等の需要家保護の観点からも許容し得ないものとされている（＊7）。

ただし、マンションやオフィスビル等におけるいわゆる高圧一括受電による電気の提供については、これは、当該マンションやオフィスビル等という一の需要場所における受電実態（設置された受電設備の所有や維持・管理）を有する高圧一括受電事業者が、当該需要場所におけるマンション各戸や各テナント等の最終的な電気の使用者に電気を提供するものであることから、電気事業法上の規制の対象外と位置づけられている（＊8）。

一方、マンションやオフィスビル等に対するガスの供給について、低圧導管によって行われる場合においては、敷地外の低圧導管から敷地内の内管を通じて直接マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスの供給がなされるため、仮に一括受ガス事 業者が需要家としてガス事業者から小売供給を受けるという契約形態が存在したとしても、 この者は何らかの設備の保有や維持・管理を行っているわけではないことが多く、それ

ゆえに、ガスの供給を受けているという実態（以下「受ガス実態」という。）がない場合も想定されるところである。このため、一括受ガス事業者に受ガス実態がない場合において、一括受ガス事業者がマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対して行うガスの受渡し行為については、受ガス実態がないにもかかわらず、自らが需要家であるかのように装って、形式上ガス事業者からガスの供給を受け、最終的なガスの使用者に当該ガスを使用させるという、実態に則さない契約関係を生じさせるものであることから、このよう な営業・契約形態はガス事業法上許容すべきものではない(ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第３条に違反する無登録営業として罰則（１年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金又はこれらの併科）の対象となり得る（ガス事業法第１９６条第１号)。)。

また、敷地外の導管が高圧・中圧・低圧のいずれであるかにかかわらず、一括受ガス事業者がガバナー（整圧器）などの設備を保有又は維持･管理し、一括受ガス事業者がガス事業者から供給を受けたガスを減圧するなど、当該設備を経由してマンションの各戸やオフィスビルの各テナント等に対してガスを受け渡す行為についても、ガスメーターに係るガス事業法上の保安規制を担保できないこと、同法上当該ガバナー（整圧器）については 一般ガス導管事業者に保安義務があり一括受ガス事業者が実質的な維持･管理を行ってい るとは言えないこと（ガス事業法第６１条第１項参照)、電力分野で許容されていない受 電実態のない場合の行為と同様に供給元のガス小売事業者と最終的なガスの使用者との間で契約関係がないため、マンションの各戸やオフィスビルの各テナント等の需要家による簡易・迅速なスイッチングができないこと、ガス小売事業者等の供給条件説明義務（ガス事業法第１４条第１項)、書面交付義務（ガス事業法第１４条第２項及び第１５条第１項)、苦情等の処理の義務（ガス事業法第１６条）といったガス事業法上の需要家保護を確保できないことなどの理由により、このような営業・契約形態はガス事業法上許容しえないものとされている（ガス小売事業の登録を受けていない者がこのような行為をした場合には、ガス事業法第３条に違反する無登録営業として罰則（１年以下の懲役若しくは１００万円以下の罰金又はこれらの併科）の対象となり得る（ガス事業法第１９６条第１号)。)。

（２） ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理における問題となる行為及び望ましい行為

ア ガス小売事業者の媒介・取次ぎ・代理のガス事業法上の位置づけ

ガス小売事業のライセンスを有しない者が、小売供給契約の締結の「媒介」、「取次ぎ」 又は「代理」を行うことは、ガス事業法上許容される（ガス事業法第１４条第１項参照)。

なお、「媒介」とは、他人（ガス小売事業者及び小売供給を受けようとする者）の間に立って、当該他人を当事者とする法律行為（小売供給契約）の成立に尽力する事実行為をいう。また、「取次ぎ」とは、自己の名をもって、他人（ガス小売事業者）の計算において、法律行為（小売供給契約）をすることを引き受ける行為をいう。さらに、「代理」とは、他人（ガス小売事業者）の名をもって、当該他人のためにすることを示して行う意思表示をいう。

小売供給契約の締結の媒介等を行う場合、媒介・取次・代理業者は、需要家に対して説明義務及び契約締結前・締結後の書面交付義務を負う（ガス事業法第１４条及び第１５条。 後述の【参考：供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】参照。)。

以下に、小売供給契約の締結の媒介等を行う場合のモデル図を示す。

イ 問題となる行為

ｉ） ガス小売事業者が媒介・取次・代理業者を利用する場合の営業活動の在り方ガス小売事業者が小売供給契約の締結に媒介・取次・代理業者を利用するに際し、これらの者に対し、需要家への説明義務・書面交付義務等を果たすなど適切な営業活動を行うよう指示・監督しないことは、結果として、媒介・取次・代理業者が説明義務・

書面交付義務に違反したときは、ガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあり、問題となる。

ⅱ） 媒介・取次・代理業者の営業活動の在り方

小売の全面自由化後、媒介・取次・代理業者による様々な営業活動が予想されるが、その中で、テレビＣＭ、ＷＥＢ広告、チラシ等において、あたかも自己がガスの小売供給を行うかのような営業活動が行われる可能性がある。

もっとも、実際に小売供給を行い、ガス事業法上のガス小売事業者としての義務を負うのはガス小売事業者であることから、需要家に誤解が生じないよう、媒介・ 取次・代理業者は、小売供給契約の締結の媒介等をしようとするときは、ガス小売 事業者の名称や、自己が行う行為は媒介等であること等について説明する義務が課されている（ガス事業法第１４条第１項並びに施行規則第１３条第１項第１号及び第２号)。

もっとも、小売供給契約の締結の媒介等をしようとするときに一定の説明をした としても、媒介・取次・代理業者の上記のような営業活動により誤解が生じている 場合には、需要家が小売供給の主体を十分に理解しないまま契約を締結してしまう おそれがある。

そこで、媒介・取次・代理業者の需要家に対する説明義務が尽くされているかに ついては、当該事業者の営業活動もあわせて勘案し、総合的に、需要家が実際に小 売供給を行うのはガス小売事業者であることを十分に理解できるように説明を行っているかどうかという観点からも判断する。

なお、虚偽の営業活動や説明が許容されないことは当然であり、媒介・取次・代 理業者によるテレビＣＭ、ＷＥＢ広告、チラシや供給条件の説明等において、媒介 ・取次・代理業者が「自社のガスを供給している」旨の表示等を行う場合には、需要家の誤解や混乱を招き、ガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがある ため、問題となる（ガス小売事業者が適切に指導・監督をしない行為も問題とな る。)。

ⅲ） 取次ぎを行う際に遵守すべき事項

ガス小売事業者が、小売供給契約の締結に際し取次業者を利用する場合、小売供 給契約は需要家と取次業者の間で締結され、ガス小売事業者が契約締結主体とな ない点で他の類型と異なる。このような特殊性から、ガス小売事業者及び取次業者 は、以下の事項を遵守することが必要であり、これらに違反する行為は、ガスの使 用者の利益の保護又はガス事業の健全な発達に支障が生じるおそれがあるため、問 題となる。

① 小売供給の主体はガス小売事業者であるため、託送供給契約はガス小売事業者又は卸売事業者がガス導管事業者との間で締結すること。

② 取次業者は、ガス小売事業者の名称を説明する等、説明義務・書面交付義務を適切に遵守すること（ガス事業法第１４条及び第１５条)。特に、ガスの供給を行うのは、取次業者ではなくガス小売事業者であることについて、誤解を生じさせないよう注意して説明すること。

③ ガス事業法上のガス小売事業者としての義務（ガス事業法第１３条第１項の供給能力の確保やガス事業法第１６条の苦情等の処理等）は、ガス小売事業者が負うこと。

（※） ガス小売事業者が苦情等の処理の責任を負うことを前提に、取次業者も苦情等の処理を行うことは妨げられない。

④ 順次取次ぎ（取次業者がさらに他の者に取次ぎを委託すること)、需要家側の取次ぎを行わないこと。

⑤ ガス小売事業者は、取次業者との間の取次契約の解除等により需要家が不利益を受けないよう、十分な需要家保護策をとること。

例えば、ガス小売事業者は、取次業者の債務不履行等を理由とする取次契約の 解除をする場合、当該解除による不利益を需要家に負わせることのないよう措置 すること（このような場合、ガス小売事業者が従前と同等の

小売供給契約を需要 家と直接契約すること等）などが求められる。

2. コミュニティーガス事業は「特定ガス発生設備においてガスを発生させ」て供給する事業です。

2.1. 「特定ガス発生設備」

3. コミュニティーガス事業は液化石油ガス等を「導管により」供給する事業です。

3.1. 「導管により」

3.2. 一方「ＬＰガス法」

ＬＰガス法第１条　この法律は、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

4. 「一の団地」は「導管の敷設方法」で区域が変わります。

4.1. 「一の団地」

ガス事業法改正前の「簡易ガス事業関係のガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」の１　　法第２条第３項に規定する「一の団地」について

(1)「一の団地」とは、客観的に一区画をなしていると認められる土地の区域をいう。

4.2. その区画は、

4.2.1.「道路を横断又は並行している導管
＝戸建住宅団地の本・支管のように道路下に埋設されている導管。

4.2.2.「道路を横断又は並行しない導管
＝集合住宅の導管や敷地内の住戸をつなぐような道路に埋設されない導管。

令和元年８月１日ガス市場整備室発「事務連絡」及び同室作成「解説資料」は最後尾に掲載

4.3. 複数の「町」若しくは「字」又は「街区」が「一の団地」となる場合

ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について（以下「解釈運用通達」という。）１②　「一の団地」について

「一の団地」とは道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合にあっては、住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）第２条第１項第１号の町又は字とし、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあっては、同号に規定する街区（住居表示を実施していない地域にあってはこれに類する区画。以下この②において同じ。）とする。

ただし、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第４条第１項に規定する都市計画に定められた同上第９項に規定する地区計画等（同法第１２条の４第１号及び第５号の計画に限る。以下この②において同じ。）に係る地区（当該地区計画等において当該計画に係る地区を複数に区分する場合にあっては、区分された各地区。）同法第１１条第

１項第８号の一団地の住宅施設（一団地におけるガスの供給地点の数が７０戸以上のものに限る。）又はその他地方公共団体、会社等がある一定の区画をもった一団の土地に集団的に住宅等を建築し、又はしようとする地域（以下この②において「地域等」という。）が隣接する二以上の町若しくは字又は街区に係る場合にあっては、当該二以上の町若しくは字又は街区を「一の団地」とする。

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）

第２条　市街地にある住所若しくは居所又は事務所、事業所その他これらに類する施設の所在する場所（以下「住居」という。）を表示するには、都道府県、郡、市（特別区を含む。以下同じ。）、区（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の２０の区及び同法第２５２条の２０の２の総合区をいう。）及び町村の名称を冠するほか、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

一　街区方式　　市町村内の町又は字の名称並びに当該町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した場合におけるその区画された地域（以下「街区」という。）につけられる符号（以下「街区符号」という。）及び当該街区内にある建物その他の工作物につけられる住居表示のための番号（以下「住居番号」という。）を用いて表示する方法をいう。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）

第４条第１項　　この法律において「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発授業に関する計画で、次章の規定に従い定められたものをいう。

第９項　　この法律において「地区計画等」とは第１２条の四第１項各号に掲げる計画をいう。

第１１条第１項第８号　　一団地の住宅施設（一団地における５０戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）

第１２条の四第１項第１号　　地区計画

第１２条の四第１項第５号　　集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）第５条第１項の規定による集落地区計画

集落地域整備法（昭和 62 年法律第 63 号）

第５条第１項　　集落地域の土地の区域で、営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るため、当該集落地域の特性にふさわしい整備及び保全を行うことが必要と認められるものについては、都市計画に集落地区計画を定めることができる。

5.　「供給地点」はメーター設置の有無では決まりません。

5.1.　「供給地点」

5.2.　原則として、

6.　供給地点の「数」を数えるとき、配管されていない区画も、関係会社の供給地点も数えます。

6.1. 「供給地点の数」

会社法

第二条　（定義）この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　会社　株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社をいう。

二　外国会社　外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものをいう。

三　子会社　会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二　子会社等　次のいずれかに該当する者をいう。

イ　子会社

ロ　会社以外の者がその経営を支配している法人として法務省令で定めるもの

四　親会社　株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四の二　親会社等　次のいずれかに該当する者をいう。

イ　親会社

ロ　株式会社の経営を支配している者（法人であるものを除く。）として法務省令で定めるもの

会社法施行規則

第二条　（定義）この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

3　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

二　会社等　会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体をいう。

第三条　（子会社及び親会社）法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2　法第二条第四号に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

3　前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一　他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ　破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ　その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二　他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ　他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

（1）　自己の計算において所有している議決権

（2）　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

（3）　自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

ロ　他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

（1）　自己の役員

（2）　自己の業務を執行する社員

（3）　自己の使用人

（4）　（1）から（3）までに掲げる者であった者

ハ　自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ　その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三　他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

4　法第百三十五条第一項の親会社についての第二項の規定の適用については、同条第一項の子会社を第二項の法第二条第四号に規定する株式会社とみなす。

第三条の二　（子会社等及び親会社等）法第二条第三号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、同号ロに規定する者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2　法第二条第四号の二ロに規定する法務省令で定めるものは、ある者（会社等であるものを除く。）が同号ロに規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該ある者とする。

3　前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一　他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社等を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ　民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ　会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ　破産法の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ　その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二　他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ　他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

（1）　自己の計算において所有している議決権

（2）　自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

（3）　自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

（4）　自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が所有している議決権

ロ　他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

（1）　自己（自然人であるものに限る。）

（2）　自己の役員

（3）　自己の業務を執行する社員

（4）　自己の使用人

（5）　（2）から（4）までに掲げる者であった者

（6）　自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族

ハ　自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ　他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者及び自己（自然人であるものに限る。）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ　その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三　他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

6.2.　戸建て団地

7.　ガス事業法の適用外としてＬＰガス法が適用されるガス供給は以下のとおりです。

7.1.　戸別供給

7.2.　「町又は字」内

7.3.　「街区又はそれに類する区画」内

7.4.

事　務　連　絡

令和元年８月１日

ガス小売事業者　各位

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部
ガス市場整備室

ガス事業法等の解釈及び運用通達における「一の団地」の基本的な考え方について

１．通達中の記載内容（抜粋）

「第１章　総則」関係

（１）法第２条第１項（小売供給）関係

②「一の団地」について

「一の団地」とは、道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合にあっては、住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）第２条第１項第１号の町又は字とし、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあっては、同号に規定する街区（住居表示を実施していない地域にあってはこれに類する区画。以下この②において同じ。）とする。

【以下略】

２．道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあって、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールについて

（１）「街区に類する区画」を区画するメルクマールについての考え方

ガス事業法第２条第１項に規定する「一の団地」は、一定規模以上の道路や河川、鉄道等の恒久的な施設等により、客観的に一区画をなしていると認められる土地の範囲内にあるガスの供給地点を一体的に規制対象とするためのものである。

上記を踏まえると、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールを明確にしておくことは、ガス小売事業者として規制対象となるべき者が、「街区に類する区画」を恣意的に区画することにより規制から逃れることを防ぐ上で重要である。

（２）現行のメルクマール

現在、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールは、幅員おおむね４メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）、河川（一級河川、二級河川及び準用河川）、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等（以下「道路等」という。）とされている。

これは、「街区方式による住居表示の実施基準（昭和３８年自治省告示第１１７号）」第１「住居表示の実施基準」の３（１）及び７（２）を踏まえた運用であり、同基準によれば、街区の規模の標準は面積 3,000～5,000 ㎡が適当とされている。

（３）メルクマールとして新たに追加すべきもの

法制定時から現在までの市街地化の進展、狭隘化・密集化といった需要地の立地環境の変化の中で、上述した道路等のメルクマールのみでは「街区に類する区画」が著しく広範囲に及んでしまうケースが存在しており、以下をメルクマールとして追加することで、より適切な範囲を「街区に類する区画」として区画することができると考えられる。

＜メルクマールに新たに追加すべきもの＞

「田畑」「山林」「都市公園」「他の建築物の用に供されている敷地」

（４）今後の運用について

道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域については、道路等に加え、田畑、山林、都市公園及び他の建築物の用に供されている敷地といったメルクマールにより「街区に類する区画」を区画し、「一の団地」として取り扱うこととする。

以上

（参考）街区方式による住居表示の実施基準（昭和３８年自治省告示第１１７号）（抜粋）

第１　住居表示の実施基準

３　街区割り

(1)　街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定めるものとすること。

(2)　街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとすること。参考までに住居地域における標準を示せば、面積 3,000 平方メートル～5,000 平方メートル、戸数 30 戸程度が適当であること。

７　団地における住居表示の特例

地方公共団体、日本住宅公団、会社等がある一定の区域をもつた一団の土地に集団的に住宅を建設し、又はしようとする地域(以下「団地」という。)における町名、街区割り、住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては、下記のとおりとすること。

(1)　町名

団地のみの地域の町名には、○○団地又は○○団地○丁目という呼称を用いてもさしつかえないこと。

(2)　街区割り

イ　街区割りについては、団地設計の特殊性を考慮して、原則として、幅員おおむね 4 メートル以上の道路(一般交通の用に供する道路)によつて画された区域をもつて一街区とすること。

ロ・ハ　（略）

経済産業省

機密性２

2022年度
第3回業務委員会
資料№8-3-3

「一の団地」の基本的な考え方
及び
判断事例

令和元年８月
資源エネルギー庁
ガス市場整備室

一の団地の判断基準について

（ガス事業法）

第二条　この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること（政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、**一の団地**内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものに限る。）をいう。

（旧通達解釈）

●「簡易ガス事業関係のガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」

（参考）「ガス事業法令集改訂8版」P913

1　法第2条第3項の規定にする「一の団地」について

（1）　「一の団地」とは、客観的に一区画をなしていると認められる土地の区域をいう。

（2）　「一の団地」を区画するメルクマールは**道路、河川、鉄道、田畑、山林等（以下「道路等」という。）とする**ものとする。

この場合において、「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路で、あって、その車道（道路構造令（昭和33年政令第244号）第2条第4項に規定する車道をいう。）の幅員が6．5メートル以上のものをいい、「河川」とは河川法（昭和39年法律第67号）第4条、第5条及び第100条に規定する一級河川、二級河川及び準用河川をいうものとする。

（以下略）

（現通達解釈）

●「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」　（参考）「ガス事業法令集改訂9版」P1001

1　「第１章 総則」関係

（1）法第２条第１項（小売供給）関係

①　略

②「一の団地」について

「一の団地」とは、**道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合にあっては、住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）第２条第１項第１号の町又は字**とし、**道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあっては、同号に規定する街区（住居表示を実施していない地域にあってはこれに類する区画。**以下この②において同じ。）とする。

（以下略）

（参考）旧通達と現通達との比較

- 現行の通達上では、右図のとおり原則として「町」（赤線）又は「街区」（青線）を一の団地として扱うこととなっている。

【旧基準による一の団地】



面積：約37万㎡（37ha）
判断基準を形式的に当てはめたものであり、**地域住民の社会集団意識を適切に反映していない**（道路等の範囲に、「水路」「堀」「丘」「崖」「他の建築物の用に供されている敷地」「都市公園」を認めることで対応）。**個別案件における総合的な判断を可能としていたため、事業者の予見可能性の確保や運用統一という観点から不適切**。

【現基準による一の団地】



①～⑤各町の面積：約8万㎡～約14万㎡
各区域を一の単位とする集団意識が既に形成されており、地域住民の社会集団意識が反映されている。
既存の「町又は字」や「街区」を一の団地とみなすため、事業者の予見可能性の確保及び運用統一といった客観性が担保された。
しかし、住居表示を実施していない地域においては、旧通達同様、メルクマールによる判断が必要。

「街区に類する区画」を区画するメルクマール

機密性２

●街区方式による住居表示を実施している地域（住居表示）
→「○○市（区）　××■丁目　**▲▲番●●号**」

●街区方式による住居表示を実施していない地域（地番）
→「○○市（区）　××町（字□□）　**▲▲▲▲番地●●**」

道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合で、街区方式による住居表示を実施していない地域における一の団地は、「街区に類する区画」となる。**この「街区に類する区画」を区画するメルクマールについては、**「街区方式による住居表示の実施基準（昭和３８年自治省告示第１１７号）」第１「住居表示の実施基準」の３（１）及び７（２）イを踏まえ、**幅員おおむね４メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）、河川（一級河川、二級河川及び準用河川）、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等**とする運用をとっている。**一方で「その他恒久的な施設等」については、具体的に想定される施設等の蓄積はなく、運用実績がないのが現状であり、道路・河川・水路・鉄道又は軌道の線路のみをメルクマールとして運用してきた経緯がある（日本コミュニティーガス協会へ確認済み）**。
また、「住居表示制度の解説（自治省振興課（編））」（P46-47）において以下の記載がある。
１ 街区割り
（１）**街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路などの恒久的な施設によって画する。**（以下略）
（２）私道によって画する場合においては、その私道は、簡単に変更されないようなものを採用することが必要である。（以下略）
（３）**（１）及び（２）により街区を画そうとした場合において、その街区の規模が著しく広くなって住居表示の単位として適当でないときは、その街区内の恒久的な施設を利用して画することも考えなければならない。**（以下略）
上記によれば、街区は原則、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路によって区画することとし、**街区規模が著しく広範囲となる場合に、当該街区内の「その他恒久的な施設等」により画する運用**となっている。

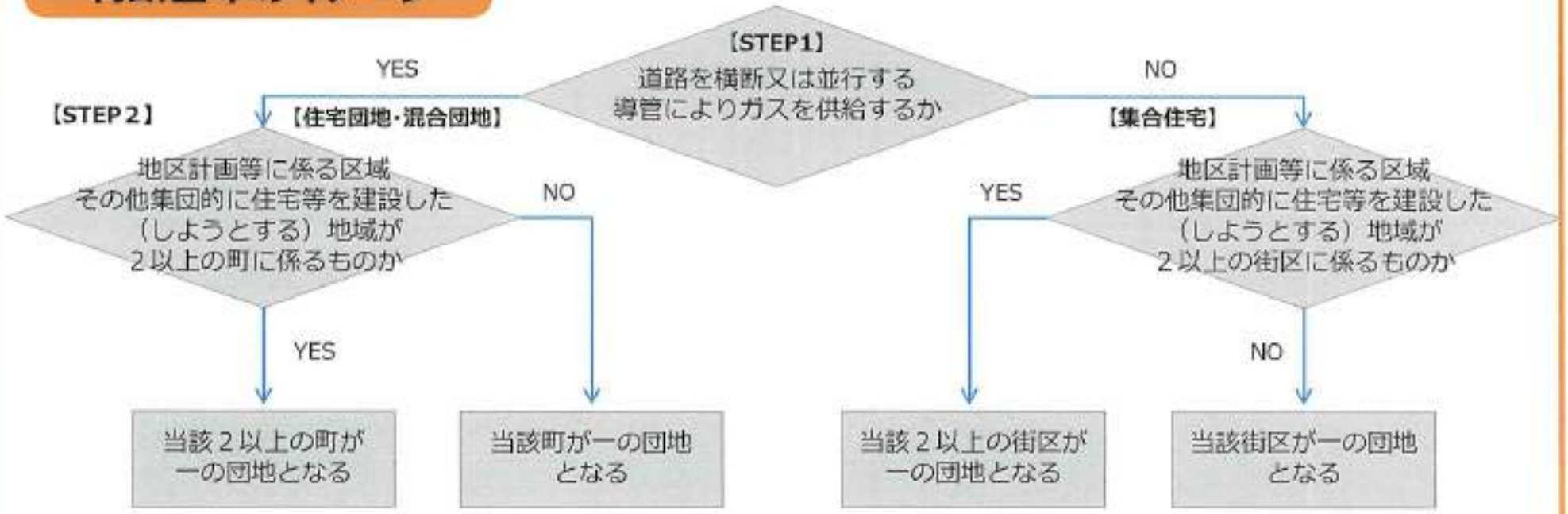
⇒　令和元年８月１日付け事務連絡は、まさに上記（３）の街区（街区に類する区画）規模が著しく広範囲となってしまうことの問題解消を目的としたものであり、これまで「その他恒久的な施設等」による運用実績がなかったことも踏まえて、「田畑」、「山林」、「都市公園」、「他の建築物の用に供されている敷地」の４つをメルクマールとして新たに明示的に認める主旨である。

（参考）街区方式による住居表示の実施基準（昭和３８年自治省告示第１１７号）（抜粋）
第１ 住居表示の実施基準
３ 街区割り
(1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定めるものとすること。
(2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとすること。参考までに住居地域における標準を示せば、面積3,000平方メートル～5,000平方メートル、戸数30戸程度が適当であること。

７ 団地における住居表示の特例
地方公共団体、日本住宅公団、会社等がある一定の区域をもつた一団の土地に集団的に住宅を建設し、又はしようとする地域(以下「団地」という。)における町名、街区割り、住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては、下記のとおりとすること。
(1) 町名
団地のみの地域の町名には、○○団地又は○○団地○丁目という呼称を用いてもさしつかえないこと。
(2) 街区割り
イ 街区割りについては、団地設計の特殊性を考慮して、原則として、幅員おおむね4メートル以上の道路(一般交通の用に供する道路)によつて画された区域をもつて一街区とすること。
ロ・ハ（略）

一の団地の判断基準について

判断基準のイメージ



（注1）住居表示未実施地区については、町⇒字、街区⇒これに類する区域と読み替えること。
（注2）本図はあくまでもイメージであるため、実際の運用に当たっては解釈運用通達原文を確認すること。

※「地区計画」（都市計画法第１２条の４第１項第１号）とは、良好な市街地の形成等を目的として、一定のまとまりを持った地区を対象に建物の用途、高さ、色などの制限を強化・緩和するもの。市町村が作成するに当たり、地域住民による案の提案が認められ、地域住民の意見聴取等のプロセスを経て作成される。
※地区計画の他、都市計画に定められる「一団地の住宅施設（都市計画法第１１条第１項第８号）」、市街地再開発事業が計画される区域等を想定。

● **「道路を横断又は並行しない導管」**
→ マンションなどのビル単位で供給され、**建物敷地内で完結する導管**。いわゆる**『集合住宅』へ供給する場合の導管**を指す。
● **「道路を横断又は並行する導管」**
→ **道路下に埋設され、道路を横断又は並行する導管**。いわゆる**『住宅団地・混合団地』へ供給する場合の導管**を指す。

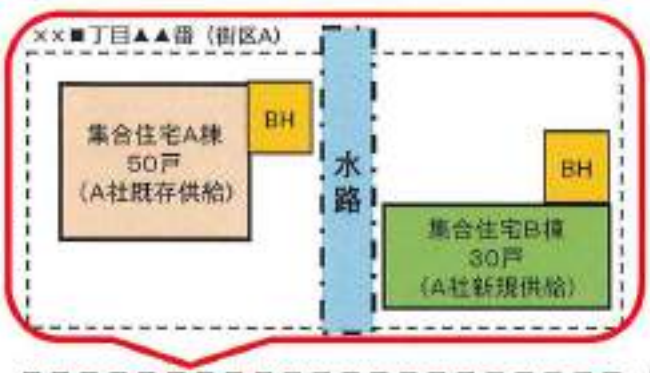
※１「道路を横断又は並行する導管」は、**街区を跨ぐとは限らない**。同一街区内の道路を横断又は並行している場合も、「道路を横断又は並行する導管」となり、一の団地は「町又は字」となる。

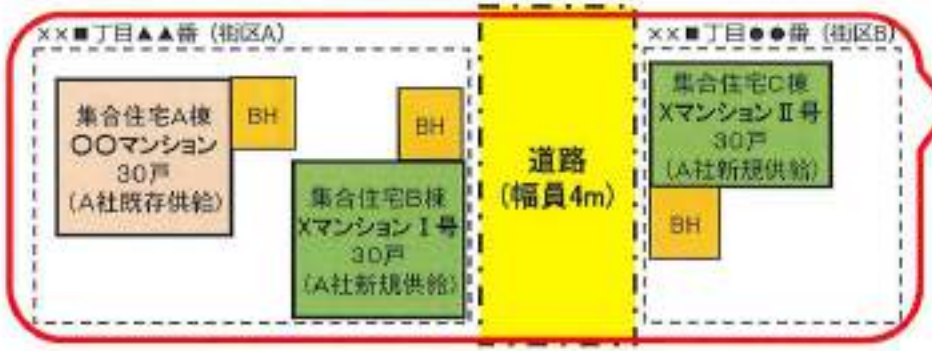
※２上記判断基準は、**新築され又は譲り受けて、平成29年４月1日以降にガスを供給することが決定した場合に適用**される。**ただし、当該一の団地内において、旧通達基準により既にガス事業法の適用を受けているものについては、除いて考える（供給地点数としてカウントしない）**。

「一の団地」の判断事例①（『街区』を一の団地として考えるケース）

・「既存供給」・・・平成29年3月31日以前にガスを供給し又はガスを供給することを決定していたもので、**ガス事業法の適用を受けていないもの**とする。
・「新規供給」・・・新築され又は譲り受けて、平成29年４月1日以降にガスを供給することが決定したものとする。
・【事例２】において、下記③の地域に該当するかの判断基準としての“現在の土地（建物）の所有者が同一主体であるかどうか”や“同一ブランドを冠するかどうか”は、**十分条件だが、必要十分条件ではない**（現在の所有者が異なる場合でも、一連の計画のもとに同時期・同目的で建設された可能性やブランド名をあえて変えている可能性等も少なからず考えられる）ため、事業者へ総合的な判断を求めることが望ましい。

【事例1】同一街区内の集合住宅へ新規供給するケース【事例2】異なる街区だが、隣接する街区における同一ブランドの集合住宅へ新規供給するケース





同一ブランドであるB棟・C棟への新規供給に伴い、『街区A』及び『街区B』の2つの街区を一の団地とする総供給地点数は、90戸となる。
よって、A棟・B棟・C棟は全てガス事業法が**適用**される。

B棟への新規供給に伴い、『街区A』を一の団地とする総供給地点数は、80戸となる。
よって、A棟・B棟共にガス事業法が**適用**される。
※　A棟とB棟の間に敷地を完全に分断する水路等があったとしても、「街区A」が一の団地となる。

以下の①～③の地域については、別々の町若しくは字又は街区であっても、当該地域が隣接している場合は、2以上の町若しくは字又は街区をまとめて「一の団地」とする運用となっている。

①都市計画法第4条第9項に規定する「地区計画等（同法第12条の4第１号（地区計画）及び第5号（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第一項の規定による集落地区計画）に限る）」に係る地区
※当該地区計画等において、地区を複数に区分する場合は、区分された各地区

②都市計画法第11条第1項第8号に規定する一団地の住宅施設

③ある一定の区画をもった一団の土地に集団的に住宅等を建設し、又はしようとする地域

左記③の地域の判断基準としては、以下の全ての要件を満たしていることが想定される（『国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針』における「一団の土地」の定義を参考にしている）。

（1）（当該地域の）土地の権利所有者が同一主体である（あった）こと
（2）（当該地域の）土地が、相互に連接するひとまとまりの土地として物理的な一体性を有すること（隣接）
（3）（当該地域の）土地売買等の契約が一連の計画のもとに、その時期、目的等について相互に密接な関連をもって締結されたものであること。

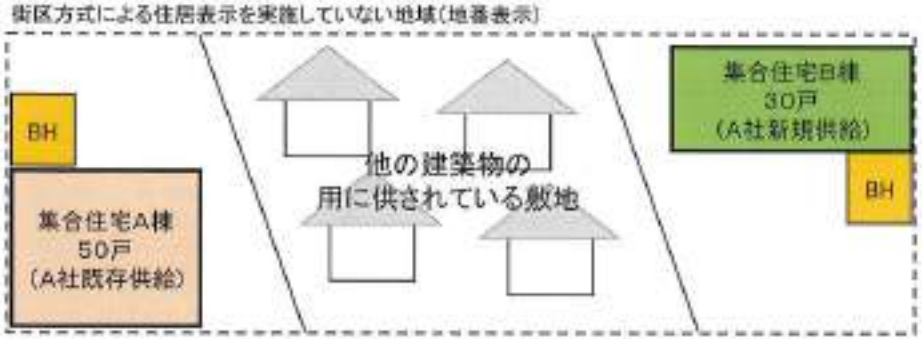
左記③の地域に該当するかの簡易的な判断方法として、**土地に建設されたマンション名等から、一連の需要群であることが明確である場合や同一ブランドを冠するかが一つの指針となり得る（一連の需要群や同一ブランドであれば、時期・目的等について相互に密接な関連を持っており、当該地域の土地の権利者も同一主体である（あった）可能性が高い）**。

（例）「第１期分譲／開発」・「第Ⅱ期分譲／開発」
「○○マンションA（Ⅰ号）」・「○○マンションB（Ⅱ号）」
「ライオンズマンション○○」・「ライオンズマンション▲▲」

「一の団地」の判断事例②（『街区に類する区画』を一の団地として考えるケース）

・【事例１～３】は、「道路を横断又は並行しない導管」による供給形態である『集合住宅』を想定しており、メルクマールによって「街区に類する区画」に区画可能であれば、それぞれの「街区に類する区画」が「一の団地」となるケース。
・【事例４】は、「道路を横断又は並行する導管」による供給形態である『住宅団地・混合団地』を想定しており、メルクマールによって「街区に類する区画」に区画できたとしても、「街区に類する区画」ではなく「町又は字」が「一の団地」となるケース。

【事例1】民家等の敷地により分断されているケース（集合住宅）



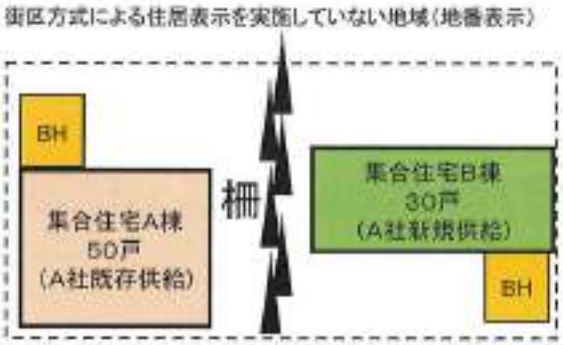
B棟への新規供給を開始する場合、B棟の建つ敷地とA棟の建つ敷地は、他の建築物の用に供されている敷地によりにより完全に分断されているため、A棟とB棟は別々の「街区に類する区画」に区画され（A棟とB棟は別々の「一の団地」）、それぞれ70戸に満たないため、A棟・B棟共にガス事業法の**適用外**となる。

【事例2】田畑により分断されているケース（集合住宅）



A棟への新規供給を開始する場合、A棟の建つ敷地とB棟の建つ敷地は、田畑により完全に分断されているため、A棟とB棟は別々の「街区に類する区画」に区画され（A棟とB棟は別々の「一の団地」）、それぞれ70戸に満たないため、A棟・B棟共にガス事業法の**適用外**となる。

【事例3】柵・塀・フェンス等で分断されているケース（集合住宅）



柵・塀・フェンス等は、その他恒久的な施設等とはいえず、A棟とB棟は同じ「街区に類する区画」に区画される（A棟とB棟は同じ「一の団地」）。よって、B棟への新規供給に伴い、総供給地点数は合算した80戸となる。よって、A棟・B棟共にガス事業法が**適用**される。

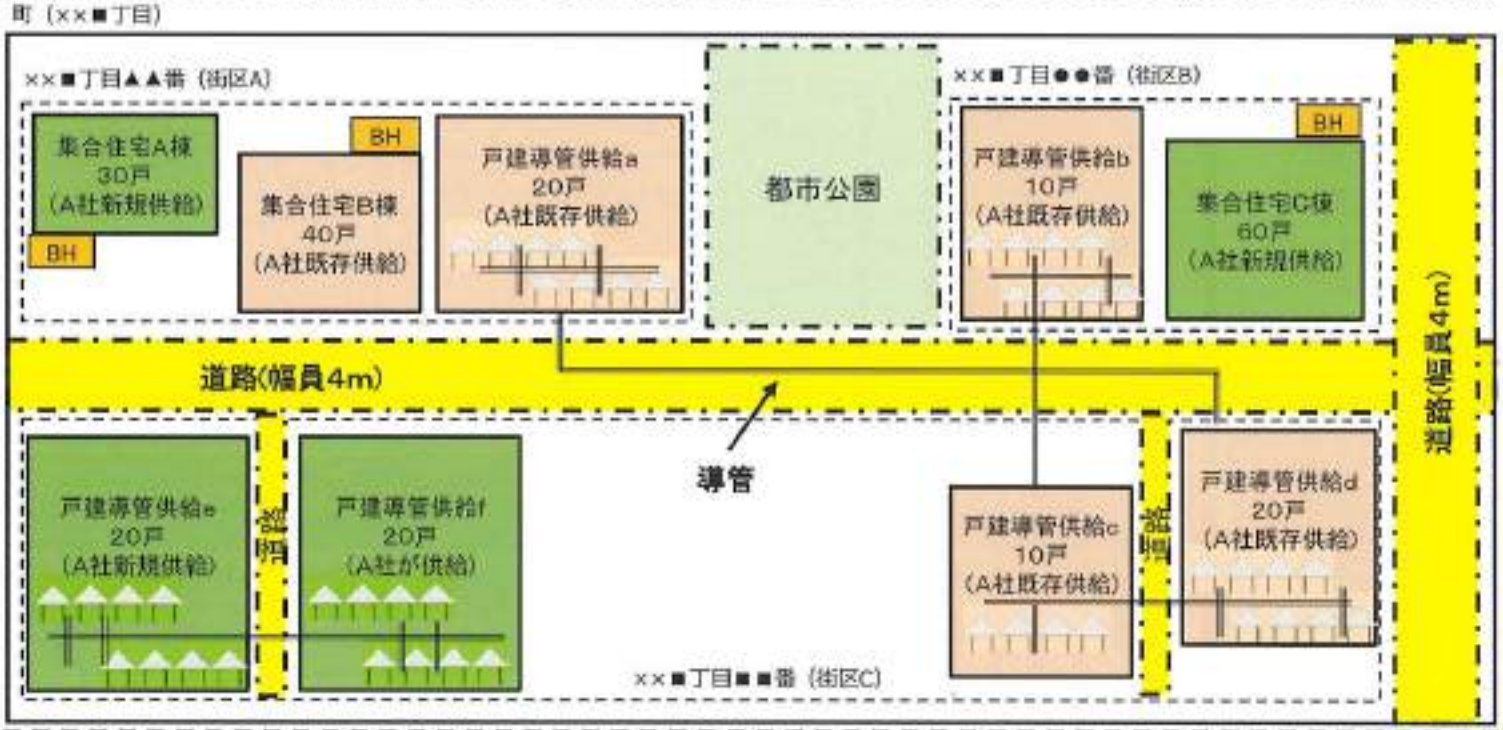
【事例4】道路を横断又は並行する導管で供給されているケース（住宅団地）



上記4つの住宅団地は、道路（4m）によって、それぞれ異なる「街区に類する区画」に区画できる。しかし、道路を横断又は並行する導管によって供給が行われているため、この場合の『一の団地』は、「街区に類する区画」ではなく、「町又は字」となり、供給地点数は合算した80戸となる。よって、住宅団地A～Dは全てガス事業法が**適用**される（次ページ「判断事例③」を参照）。

「一の団地」の判断事例③（『町又は字』を一の団地として考えるケース）

・「道路を横断又は並行する導管」により住宅団地へ供給しているものを「戸建導管供給」と表記している。
・**導管形態によって、一の団地の定義が異なると同時に、供給地点数のカウントも分けて考えることに注意。**



（道路を横断又は並行しない導管）

●「街区A」を一の団地とみるケース

⇒ A社が集合住宅A棟に新規供給を開始する場合、集合住宅A棟に係る一の団地は、「街区A」となる。上記の場合、同一街区内に戸建導管供給aの20戸が存在するが、**導管形態が異なるため合算しない。**一方で、既存供給を行っている集合住宅B棟の40戸については、導管形態が同じであり、「街区A」を一の団地として考えるため、合算する。よって、「街区A」を一の団地とするA社の総供給地点数は70戸となり、集合住宅A棟及び集合住宅B棟共にガス事業法が**適用**される。

●「街区B」を一の団地とみるケース

⇒ A社が集合住宅C棟に新規供給を開始する場合、集合住宅C棟に係る一の団地は、「街区B」となる。上記の場合、同一街区内に戸建導管供給bの10戸が存在するが、**導管形態が異なるため合算しない。**よって、「街区B」を一の団地とするA社の総供給地点数は60戸となり、集合住宅C棟はガス事業法の**適用外**となる。

（道路を横断又は並行する導管）

●「町（××■丁目）」を一の団地とみるケース

⇒ A社が戸建導管供給a及びfに新規供給を開始する場合、当該戸建導管供給に係る一の団地は、「町（××■丁目）」となる。上記の場合、導管形態が異なる「道路を横断又は並行しない導管」によって供給されている集合住宅の供給地点数については、合算しない。よって、「町（××■丁目）」を一の団地とするA社の総供給地点数は、同一町内の同じ導管形態である「道路を横断又は並行する導管」により供給されている戸建導管供給a～fを全て合算した100戸となり、戸建導管供給a～fは全てガス事業法が**適用**される。

※ 上記ケースで、戸建導管供給a～dが旧通達基準により、既にガス事業法の適用を受けている場合は、「町（××■丁目）」を一の団地とするA社の総供給地点数は、戸建導管供給e及びfの40戸となり、戸建導管供給e及びf共にガス事業法の**適用外**となる（P6※2を参照）。

2022/10/13

2022年度
第3回業務委員会
資料№9-1

コミュニティーガス認知度向上ポスター（案）ver.2

サイズはＡ２版（４つ折りでＡ４サイズ）
作成枚数は、10,000 枚。（前回同様）

脱炭素化社会に備える!!

コミュニティーガス

（サステナブルな社会に貢献しています）

（旧簡易ガス）

ポスターのデザインはコンペで！
スーパーマンに扮した“ほのまる”が紹介する

脱炭素社会に備えるコミュニティーガス

1. コミュニティーガスの原料のＬＰガスはクリーンな一次エネルギー。
   ① ＬＰガスは温室効果ガス排出原単位が小さい。
   ② ＬＰガスは第２の温室効果ガスといわれる燃焼時の微小粒子が少ない。
   ③ ＬＰガスは劣化しないので、非常用備蓄燃料に適している。
   ④ ＬＰガスはオゾン層破壊の心配がない。

2. コミュニティーガスは配送時の CO2 排出量が個別供給に比べ少ない。
   ① ＬＰガスは特定供給設備（ボンベ庫またはバルク貯槽）に配送され、ご家庭には導管で供給していますので、ガスボンベによる戸別供給に比べ効率的な配送が行われている。したがって配送車の走行回数は戸別供給に比べ少なくなり、配送によるＣＯ２排出量はより少ない。

3. コミュニティーガスは予備在庫があり、万が一配送がストップしても数日間は大丈夫。
   ① コミュニティーガスは、戸別供給と同様にガスの在庫が５０％程度になると在庫の補填を行っています。そのため、災害等により供給・配送に支障が生じても、数日間は対応可能です。

（一社）日本コミュニティーガス協会

2022年度
第3回業務委員会
資料№9-2

脱炭素化社会に備える!!
コミュニティーガス

（サステナブルな社会に貢献しています）
（旧簡易ガス）

		○計	×計
	ＳＤＧｓに貢献するコミュニティーガス		
1.	コミュニティーガスの原料のＬＰガスはクリーンな一次エネルギーです。	1	
①	ＬＰガスそのものには一酸化炭素は含まれていません。	5	
	①の一酸化炭素は「二酸化炭素」に変更した方が良いと思います。		
②	二酸化炭素等の温室効果ガス排出単位は＜**ＬＮＧと同等に？**＞小さい。	9	1
	都市ガスと比較しているが、一般消費者はLNGが少ないとも認識していないのでは		
③	ＬＰガスには硫黄分がほとんど含まれず、窒素は含んでいません。	2	2
	「脱炭素」なのに、硫黄？		
④	ＬＰガスを燃やしても煤や灰は出ません。（出ないクリーンなエネルギーです。）	3	1
⑤	ＬＰガスはオゾン層破壊の心配がありません。	8	1
	オゾン層破壊を敢えて言う必要はないかも。		
⑥	採掘から生産、輸送、燃焼に至る全過程で比較すると、温室効果ガス排出原単位は、都市ガスやＬＮＧと同等で、石油・石炭より低いと評価されています。	6	
	②と⑥は重複している。どちらかで良いと思いますが、よりシンプルな②を選びました。		
⑦	ＬＰガスは劣化しないので、非常用備蓄燃料に適しています。	9	
追加 ①	「第２の温室効果ガス」といわれる「ブラックカーボン」の排出レベルが低い ＊「ブラックカーボン」：大気中を浮遊する微小粒子の成分の一つ。 炭素を主成分とする燃料が燃焼した際に主に発生する。	1	
2.	ＬＰガスは特定供給設備（ボンベ庫またはバルク貯槽）に配送され、ご家庭には導管で供給していますので、ガスボンベによる戸別供給に比べ効率的な配送が行われています。		
①	配送車の走行回数は、戸別供給に比べ少なくなります。	1	
②	特定供給設備は、概ね団地の外周にあるため団地内交通の負担は小さくなります。		1
	②は何となく無理やりという気がしますので不要と考えます。		
③	以上①、②により、配送によるＣＯ２排出量は削減されます。	1	
	液石供給の戸別配送が環境に悪影響と捉えられないかが気になります。		
3.	ガスの在庫が５０％程度になると在庫の補填を行っていますので、万が一配送がストップしても数日間はガスを使用することが出来ます。	1	

何れにしても、お客さま向けですので難しい表現は避けた方が良いと思われます。

（一社）日本コミュニティーガス協会

2022年度
第3回業務委員会
資料№10

2022年9月30日 現在

エネファームアンケート集計表

（一社）日本コミュニティーガス協会

			問１				問2～4	支援例から選択									自由記述
支部	エネファームの設置状況	社数	(A)導管	(B)容器	©液石	(D)計	選択	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有／無
全国	導管供給でＥＦ設置	91	662	27	18,753	19,442	問５	67	34	32	13	39	20	6	34	14	17
	団地内で容器供給でＥＦ設置	12	0	31	517	548	問２	7	6	6	2	4	3	0	2	2	2
	液石供給のみでＥＦ設置	250	0	0	4,088	4,088	問３	206	109	122	41	108	67	12	77	52	46
	コミュガス・液石ともＥＦ設置なし	729	0	0	0	0	問４	515	315	285	167	261	108	29	167	198	74
	支部計	1,082	662	58	23,358	24,078	5	795	464	445	223	412	198	47	280	266	139

2022年9月30日 現在

エネファームアンケート集計表

（一社）日本コミュニティーガス協会

			問１				問2～4	支援例から選択									自由記述
支部	エネファームの設置状況	社数	(A)導管	(B)容器	©液石	(D)計	選択	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有／無
北海道	導管供給でＥＦ設置	0	0	0	0	0	問４										
	団地内で容器供給でＥＦ設置	1	0	7	28	35	問２										1
	液石供給のみでＥＦ設置	3	0	0	129	129	問３	3	2	2	0	2	1	0	0	1	1
	コミュガス・液石ともＥＦ設置なし	27	0	0	0	0	問４	22	11	15	7	15	6	1	9	12	3
	支部計	31	0	7	157	164		25	13	17	7	17	7	1	9	13	5

ＥＦの設置はないと思われる。

			問１				問2～4	支援例から選択									自由記述
支部	エネファームの設置状況	社数	(A)導管	(B)容器	©液石	(D)計	選択	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有／無
東北	導管供給でＥＦ設置	7	36	1	3,009	3,046	問５	5	2	3	1	3	3	0	3	0	0
	団地内で容器供給でＥＦ設置	0	0	0	0	0	問４										
	液石供給のみでＥＦ設置	33	0	0	359	359	問３	22	18	16	4	15	7	2	12	10	10
	コミュガス・液石ともＥＦ設置なし	95	0	0	0	0	問４	63	35	35	15	35	16	4	19	23	13
	支部計	135	36	1	3,368	3,405		90	55	54	20	53	26	6	34	33	23

2022年9月30日 現在

エネファームアンケート集計表

（一社）日本コミュニティーガス協会

			問１				問2～4	支援例から選択									自由記述
支部	エネファームの設置状況	社数	(A)導管	(B)容器	©液石	(D)計	選択	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有／無
関東	導管供給でＥＦ設置	22	87	7	5,252	5,346	問５	21	12	10	6	11	6	1	10	4	2
	団地内で容器供給でＥＦ設置	3	0	6	24	30	問２	3	2	3	2	2	1	0	0	1	0
	液石供給のみでＥＦ設置	49	0	0	851	851	問３	46	22	25	6	27	11	1	17	8	11
	コミュガス・液石ともＥＦ設置なし	172	0	0	0	0	問４	131	92	68	43	63	28	6	43	54	22
	支部計	246	87	13	6,127	6,227		201	128	106	57	103	46	8	70	67	35

			問１				問2～4	支援例から選択									自由記述
支部	エネファームの設置状況	社数	(A)導管	(B)容器	©液石	(D)計	選択	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有／無
東海	導管供給でＥＦ設置	17	85	16	4,636	4,737	問５	15	8	8	3	8	2	2	5	4	5
	団地内で容器供給でＥＦ設置	0	0	0	0	0	問４	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	液石供給のみでＥＦ設置	20	0	0	742	742	問３	14	9	13	1	8	4	0	5	1	2
	コミュガス・液石ともＥＦ設置なし	58	0	0	0	0	問４	36	20	19	10	16	6	1	9	9	6
	支部計	95	85	16	5,378	5,479		65	37	40	14	32	12	3	19	14	13

2022年9月30日 現在

エネファームアンケート集計表

（一社）日本コミュニティーガス協会

			問１				問2～4	支援例から選択									自由記述
支部	エネファームの設置状況	社数	(A)導管	(B)容器	©液石	(D)計	選択	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有／無
北陸	導管供給でＥＦ設置	2	32	0	737	769	問５	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0
	団地内で容器供給でＥＦ設置	1	0	8	199	207	問２										
	液石供給のみでＥＦ設置	16	0	0	72	72	問３	13	6	7	4	7	4	1	5	2	5
	コミュガス・液石ともＥＦ設置なし	22	0	0	0	0	問４	13	9	4	5	5	4	1	8	4	1
	支部計	41	32	8	1,008	1,048		27	15	12	9	13	9	3	13	6	6

			問１				問2～4	支援例から選択									自由記述
支部	エネファームの設置状況	社数	(A)導管	(B)容器	©液石	(D)計	選択	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有／無
近畿	導管供給でＥＦ設置	5	199	3	283	485	問５										1
	団地内で容器供給でＥＦ設置	3	0	3	105	108	問２	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1
	液石供給のみでＥＦ設置	37	0	0	579	579	問３	28	10	15	13	13	11	3	8	10	7
	コミュガス・液石ともＥＦ設置なし	119	0	0	0	0	問４	86	50	54	26	47	14	5	27	32	14
	支部計	164	199	6	967	1,172		115	61	69	39	60	25	8	36	42	23

☝ アンケートの回答を頂いていないため、現在電話確認をお願いしている社数です。

2022年9月30日 現在

エネファームアンケート集計表

（一社）日本コミュニティーガス協会

			問１				問2～4	支援例から選択									自由記述
支部	エネファームの設置状況	社数	(A)導管	(B)容器	©液石	(D)計	選択	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有／無
中国	導管供給でＥＦ設置	14	66	0	1,421	1,487	問５	13	6	6	0	7	5	1	6	2	6
	団地内で容器供給でＥＦ設置	0	0	0	0	0	問４										
	液石供給のみでＥＦ設置	47	0	0	1,098	1,098	問３	42	21	23	9	18	18	4	13	9	5
	コミュガス・液石ともＥＦ設置なし	59	0	0	0	0	問４	39	25	20	15	21	8	0	6	16	5
	支部計	120	66	0	2,519	2,585		94	52	49	24	46	31	5	25	27	16

			問１				問2～4	支援例から選択									自由記述
支部	エネファームの設置状況	社数	(A)導管	(B)容器	©液石	(D)計	選択	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有／無
四国	導管供給でＥＦ設置	4	101	0	2,301	2,402	問５	3	1	1	1	2	1	1	1	1	1
	団地内で容器供給でＥＦ設置	1	0	3	0	3	問２	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0
	液石供給のみでＥＦ設置	13	0	0	81	81	問３	12	9	5	0	5	5	0	7	4	3
	コミュガス・液石ともＥＦ設置なし	45	0	0	0	0	問４	36	17	18	10	16	7	3	11	12	4
	支部計	63	101	3	2,382	2,486		51	27	25	11	24	13	4	19	18	8

2022年9月30日 現在

エネファームアンケート集計表

（一社）日本コミュニティーガス協会

			問１				問2～4	支援例から選択									自由記述
支部	エネファームの設置状況	社数	(A)導管	(B)容器	©液石	(D)計	選択	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有／無
九州	導管供給でＥＦ設置	20	56	0	1,114	1,170	問５	9	5	3	2	7	2	0	9	3	2
	団地内で容器供給でＥＦ設置	3	0	4	161	165	問２	3	3	2	0	1	2	0	1	0	0
	液石供給のみでＥＦ設置	27	0	0	156	156	問３	21	10	13	3	10	4	1	7	5	2
	コミュガス・液石ともＥＦ設置なし	110	0	0	0	0	問４	81	51	48	32	38	18	8	33	33	6
	支部計	160	56	4	1,431	1,491		114	69	66	37	56	26	9	50	41	10

			問１				問2～4	支援例から選択									自由記述
支部	エネファームの設置状況	社数	(A)導管	(B)容器	©液石	(D)計	選択	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	有／無
沖縄	導管供給でＥＦ設置	0	0	0	0	0	問４										
	団地内で容器供給でＥＦ設置	0	0	0	0	0	問４										
	液石供給のみでＥＦ設置	5	0	0	21	21	問３	5	2	3	1	3	2	0	3	2	0
	コミュガス・液石ともＥＦ設置なし	22	0	0	0	0	問４	8	5	4	4	5	1	0	2	3	0
	支部計	27	0	0	21	21		13	7	7	5	8	3	0	5	5	0

リアル開催（イイノホール）／**オンライン開催**（YouTube Liveより配信）

2022年度
第3回業務委員会
資料№11-1

ウィズガスCLUB

暮らしの未来シンポジウム2022

Our Future ～これからの暮らしと住まい、その先へ～

開催のご案内

参加費無料
申込締切：10月13日(木)
※参加方法は裏面をご確認ください

豊かで潤いのある暮らしの実現を目的として、住宅業界、キッチン・バス業界、ガス石油機器業界、ガス体エネルギー業界で構成するウィズガスCLUBは「暮らしの未来シンポジウム2022」を開催致します。
今回は〈Our Future ～これからの暮らしと住まい、その先へ～〉をテーマとして、講演とパネルディスカッションを実施致します。

主催者 ： ウィズガスCLUB
ウィズガスCLUB構成団体 ： 一般社団法人 住宅生産団体連合会／キッチン・バス工業会／
一般社団法人 日本ガス石油機器工業会／ 日本ガス体エネルギー普及促進協議会

●2022年10月17日（月） 15：00～17：20

●開会挨拶 15：00～15：05

第1部 基調講演 15：05～15：45

『Beyond SDGs:2060年の暮らしや住まい、エネルギーはどうなるか?』
～ ビッグデータ解析から見えてくる社会課題解決ファーストの未来戦略 ～

登壇者 川口 伸明 氏 アスタミューゼ株式会社 イノベーション創出事業本部 エグゼクティブチーフサイエンティスト

第2部 パネルディスカッション 16：00～17：20

テーマ：求められる暮らしと住まいとは ～ 省エネ対策等の強化を見据えたこれからの住生活 ～

モデレーター 秋元 孝之 氏 芝浦工業大学 建築学部長・教授

パネリスト 石渡 廣一 氏 日本総合住生活株式会社 代表取締役社長

鶴崎 敬大 氏 株式会社住環境計画研究所 取締役研究所長

金澤 成子 氏 大阪ガスネットワーク株式会社 事業基盤部エネルギー・文化研究所 所長

※登壇者および講演タイトルは、都合により予告なく変更になる場合がございます

暮らしの未来シンポジウム2022 10月17日（月）

基調講演　登壇者プロフィール



川口　伸明 氏　アスタミューゼ株式会社 イノベーション創出事業本部　エグゼクティブチーフサイエンティスト

1989年、東京大学大学院薬学系研究科修了、薬学博士。国際会議プロデューサーなどを経て、2001年より、知財コンサルティング、事業プロデュースに携わる。2011年末、アスタミューゼ株式会社入社。技術・事業コンサルティング、有望成長領域176と社会課題105の策定、世界の研究・技術・市場の定量評価、未来推定・萌芽探索、社会課題重要度定量化などのロジック開発に関わる。2020年10月、東京都庁「ポスト・コロナにおける東京の構造改革 ～DXを推進力として～」、2021年5月、経産省 博覧会推進室「大阪・関西万博 日本政府館コンセプト」有識者提言に参加。主な著書『2060 未来創造の白地図』（技術評論社／2020年）ほか。

パネルディスカッション　登壇者プロフィール



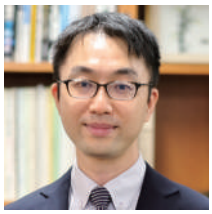
秋元　孝之 氏　芝浦工業大学　建築学部長・教授

早稲田大学大学院理工学研究科建設工学専攻修了。カリフォルニア大学バークレー校環境計画研究所に留学。博士（工学）、一級建築士。清水建設株式会社、関東学院大学工学部建築学科を経て、現在、芝浦工業大学建築学部長・教授。建築設備綜合協会 会長。空気調和・衛生工学会 副会長。専門分野は建築設備、特に空気調和設備および熱環境・空気環境。日本建築学会賞（論文）、空気調和・衛生工学会賞技術賞、等を受賞。現在、経済産業省 ZEHロードマップフォローアップ委員会 委員長、社会資本整備審議会 建築分科会 建築環境部会省エネルギー判断基準等小委員会 委員などを務めている。



石渡　廣一 氏　日本総合住生活株式会社　代表取締役社長

1981年、東京工業大学大学院総合理工学研究科を修了し、同年日本住宅公団入社。2010年、UR都市機構団地再生部長。2012年、同東日本都市再生本部長。2014年、同理事（技術調査等担当）。2016年から2019年まで同副理事長を歴任。UR在職中は、都市再生、団地再生、災害復興支援、技術開発等を担当。その間、まちづくりや団地再生をテーマとして東京都市大大学院非常勤講師・客員教授、日本女子大大学院非常勤講師を務めた。2019年より集合住宅団地の管理、修繕工事、リニューアル・リノベーション、住生活サービスをメイン領域とする日本総合住生活株式会社の代表取締役社長を務めている。



鶴崎　敬大 氏　株式会社住環境計画研究所　取締役研究所長

1997年、慶應義塾大学大学院　政策・メディア研究科　修士課程を修了（指導教授：茅陽一氏）。同年、株式会社住環境計画研究所に入社。住宅・建築物に関わるエネルギー需要の調査・分析、省エネルギー技術・太陽エネルギー利用技術の評価、政府・自治体に対するコンサルテーション業務等に従事。2013年より現職。2017年、東京工業大学大学院 理工学研究科 建築学専攻 博士課程を修了し、工学の博士号を取得（指導教授：湯淺和博氏）。現在、産業構造審議会 臨時委員、総合資源エネルギー調査会 臨時委員、中央環境審議会 専門委員を務めている。著書（共著）『脱炭素化入門シリーズ　都市の脱炭素化』（大河出版、2021）



金澤　成子 氏　大阪ガスネットワーク株式会社 事業基盤部エネルギー・文化研究所　所長

1989年、大阪ガス入社後、家庭用エネルギー部門での営業や販売企画、ベンチャーファンドやスタートアップへの出資等全社の新規事業創出のための基盤構築などを経験。途中、関係会社にて、人事給与制度改革や事業経営にも従事。2020年4月より現職。現在は、持続可能な社会の実現に向け、生活者の起点で多様なステークホルダーとの協働を通じた、理論と実践を組み合わせた社会への提言活動に取り組む。過去にダイバーシティ訪米調査団、経産省主催女性リーダー育成プログラム、訪UAEキャリア女性交流会等に参加。

参加方法

ご来場またはオンライン視聴のいずれかお選びいただけます。以下より事前にお申込みください。

※ご来場につきましては、席数に限りがありますため、お申込は先着順とさせていただき、定員に達し次第受付を終了いたします。
　ご来場が定員になった場合は、是非オンライン視聴でご参加ください。

※新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、イベント内容を一部変更させていただく場合があります。

参加申込方法

❶ 下記のURLもしくは二次元コードより
参加登録フォームへアクセスしてください。

申込締切
2022年10月13日(木)

参加登録フォーム
https://kurashi-mirai2022.jp/

ご来場の方

❷ 必要項目をご入力完了後、受付完了通知および会場詳細を記載したメールが送信されます。
❸ 当日はお名刺2枚（受付時お預かり用、名札でのご使用分）をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

オンライン視聴の方

❷ 必要事項のご入力完了後、受付完了通知および特設サイトのURL、サイトアクセス用のIDとパスワードを記載したメールが送信されます。
❸ イベント当日に、メールにてご案内したID/パスワードを入力し、特設サイトへアクセスしてください。

2022年度
第3回業務委員会
資料№11-2

第18回「台所・お風呂の川柳」について

キッチン・バス工業会では、「11 月 2 日」を「キッチン・バスの日」と制定し、毎年「台所・お風呂での様々な思い出や出来事」をテーマとした川柳を募集し、各賞の選考を進めております。
今年度もコロナの影響等で年々応募総数が減っているところでありますが、60，962作品の応募がありました。
協会も協賛しはじめて5年目となり、「日本コミュニティーガス協会賞」として副賞を贈る予定です。

1．表彰
①入賞候補作品発表
令和 4年10月中旬 キッチン・バス工業会ホームページで発表いたします。

③表彰式 （80 名程度の人数制限あり）
令和 4年11月2日 日本工業倶楽部（東京）にて開催予定。

2．応募総数
①応募総数 **60，962句**（昨年度 74，289句 前年比－13，327句）

3．受賞作品について
①選考方法
キッチン・バス工業会が選出した選考委員参加の選考会にて、受賞候補作品を選出。

②受賞作候補について
コミュニティーガス協会賞候補作

「 四代の 料理が揃う 古希の膳 」（てるてる 氏作）

※ キッチン・バス工業会にて過去に流用が無いか、他受賞作と同一人物の作品でないか等を確認し、問題が無ければ10月中旬に最終決定予定。

4．副賞について
賞状の他に、コミュニティーガス協会より副賞を進呈する予定。
副賞は、「選べるお取り寄せグルメカード」を予定しております。

以上

大賞候補 **「 キッチンに ガスも小麦も ある平和 」**

準大賞候補 **「 リフォームし キッチン・バスと 呼ぶことに 」**

家族の日・家族の週間賞 **「 本当は 謝りたくて 米を研ぐ 」**

暮らしの安全・省エネ賞 **「 ばあちゃんと 歳が同じの 鉄の鍋 」**

豊かな住生活賞 **「 オフの日も 風呂に入れば 温になる 」**

2022年度
第3回業務委員会
資料№12-1

2022/10/13

ENEOSグローブ株式会社

事業用原料の需給・価格動向について（海外マーケット動向）

1.当面の原油動向

９月の原油市況は軟調に推移したものの、10月に入り上昇傾向にある。強気材料としては、米エネルギー情報局（ＥＩＡ）が５日発表した週間石油在庫統計において、予想に反し米原油在庫が減少（１４０万バレル）したこと。ＯＰＥＣプラスによる、原油の大幅下落回避の為の大幅減産(日量２００万バレル)が合意、供給逼迫感が台頭したことが相場を後押し。

弱気材料としては、ドル高の継続により、ドルで取引される原油先物の割高感が継続。中国での新型コロナウイルス規制強化による燃料需要への影響の懸念。世界的な物価上昇、金利上昇が招く世界的景気後退懸念の継続。

($/BBL)	6月	7月	8月	9月	10/4	10/5	10/6	10/7	10/10	10/11	9月対比
WTI	114.3	99.4	91.5	83.8	86.5	87.8	88.5	92.6	91.1	89.4	(+5.6)
BRENT	117.5	105.1	97.7	90.6	91.8	93.4	94.4	97.9	96.2	94.3	(+3.7)
OMAN	113.3	103.0	97.0	90.6	88.8	91.1	93.4	94.2	95.4	93.8	(+3.2)

2.ＬＰＧ（ＣＰ）の動向

１１月ＣＰは、Ｐ：＄５８０、Ｂ：＄５６０で推移。

ＡＤＮＯＣは、１１月積みのアクセプタンスを通達し、一部のカーゴで２，３日の前倒しが発生した模様。同社の他に、ＱＰ，ＫＰＣもスポット販売余力があり、また、ＡＴＣは１１月前半積だけで３～４カーゴの販売が可能と見られている（ただし、ＯＰＥＣの減産影響で若干減る可能性あり）。一方、需要面においては、インド向けに一部の買い手が購入に動いている。なお、ＱＰの販売入札は、極東輸入１社が落札、エクイノールの買い付け入札（ブタン付きカーゴ）は、中東トレーダーが落札したと聞かれている。ＣＰスワップ市況は、需給緩和感と原油市況の上昇が相殺し合い、Ｐ、Ｂともに前週比ヨコ、Ｐ/Ｂ格差は、Ｐの＄２０高となっている。

【スポット市況】

＄／トン

		9月平均	10/4	10/5	10/6	10/7	10/10	10/11	9月対比
ＣＦＲ日本	P	662	611	621	640	642	NA	619	(▲44)
	B	634	581	606	625	627	NA	604	(▲30)
米国	P	518	443	466	475	469	459	439	(▲79)
	B	486	457	463	467	469	467	456	(▲31)
＝参考＝									
極東ナフサ	$/トン	662	676	698	703	697	698	687	(+25)
タンカー(中東-日本)	$/トン	70.9	80.7	80.1	80.0	81.3	82.5	83.4	(+12.5)

【ＬＰＧ価格推移（ＣＰ）】

＄／トン

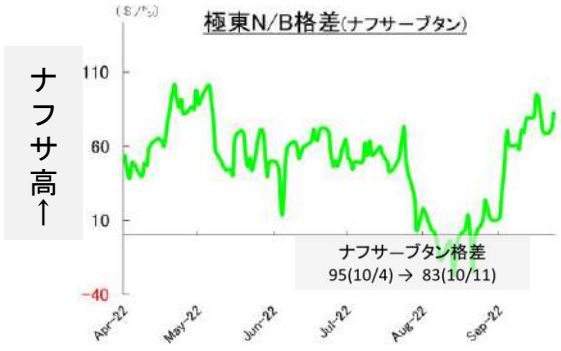
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プロパン	2020FY	230	340	350	360	365	365	375	430	450	550	605	625
	（ＡＬ等価比）	75%	219%	172%	125%	102%	98%	108%	130%	127%	136%	134%	123%
	2021FY	560	495	530	620	660	665	800	870	795	740	775	895
	（ＡＬ等価比）	104%	94%	95%	103%	108%	112%	129%	127%	119%	120%	108%	116%
	2022FY	940	850	750	725	670	650	590					
	（ＡＬ等価比）	101%	96%	85%	75%	75%	75%	71%					

ブタン	2020FY	240	340	330	340	345	355	385	440	460	530	585	595
	（ＡＬ等価比）	80%	222%	165%	120%	98%	97%	111%	135%	132%	133%	131%	119%
	2021FY	530	475	525	620	655	665	795	830	750	710	775	920
	（ＡＬ等価比）	100%	91%	95%	105%	108%	114%	130%	123%	114%	117%	110%	121%
	2022FY	960	860	750	725	660	630	560					
	（ＡＬ等価比）	104%	98%	86%	76%	74%	73%	69%					

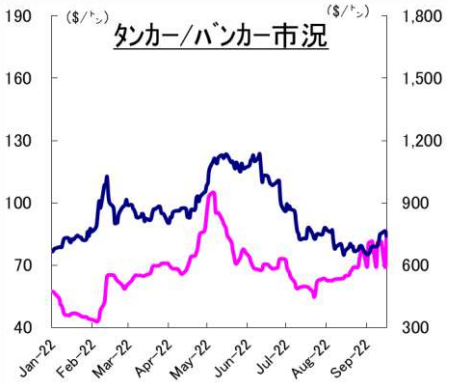
3.ＬＰＧフレート動向

9月上旬の中東フレートは＄60/MT台前半を推移。9月中旬にかけて中東アクセプタンス発表以降、中東サプライヤー笠下のトレーディング会社中心に複数船を用船したことにより中東フレートは徐々に上昇。また、中旬から後半にかけてはインド国営石油会社の用船需要も加わり、中東フレートは急上昇。9月下旬より10月積商戦も活況。ＡＤＮＯＣのアクセプタンス通達により、複数の成約があり、船の供給タイト感から市況は上昇。

【ナフサ／ブタン格差】



【タンカー市況】



ピンク（左軸）：フレート

紺（右軸）：バンカー（適合油）

2022年度
第3回業務委員会
資料№12-2

原 料 価 格 推 移 表

年・月	プロパン価格(円) 10㎥ 小売価格	プロパン価格(円) 10kg 卸売価格	CIF価格(速報・プロパン) 対前月比	CIF価格(速報・プロパン) 円／トン	為替レート 対前月比	為替レート 円／ドル	FOB価格(CP・ドル／トン) 対前月比	FOB価格(CP・ドル／トン) プロパン	対前月比	ブタン	FOB価格(MB・ドル／トン) 対前月比	FOB価格(MB・ドル／トン) プロパン	対CP
2020年1月			+4,365	54,926	+0.14	110.38	+125	565	+135	590	−21	258	−307
(R 2年)2月	7,890	1,230	−1,332	53,594	+0.60	110.98	−60	505	−45	545	−50	208	−297
3月			−7,771	45,823	−2.57	108.41	−75	430	−65	480	−4	204	−226
4月	7,893	1,155	−8,762	37,061	+0.55	108.96	−200	230	−240	240	−36	168	−62
5月			−1,937	35,124	−0.61	108.35	+110	340	+100	340	0	168	−172
6月	7,845	1,077	+411	35,535	+0.20	108.55	+10	350	−10	330	+44	212	−138
7月			+2,832	38,367	−0.71	107.84	+10	360	+10	340	+44	256	−104
8月	7,846	1,108	+1,382	39,749	−0.79	107.05	+5	365	+5	345	+2	258	−107
9月			−191	39,558	−0.29	106.76	0	365	+10	355	+13	271	−94
10月	7,836	1,107	+936	40,494	−0.49	106.27	+10	375	+25	380	−14	257	−118
11月			+3,982	44,476	−0.86	105.41	+55	430	+60	440	+13	270	−160
12月	7,844	1,165	+3,020	47,496	−0.57	104.84	+20	450	+20	460	+15	285	−165
2021年1月			+9,222	56,718	−0.15	104.69	+100	550	+70	530	+50	335	−215
(R 3年)2月	7,876	1,301	+4,741	61,459	+1.68	106.37	+55	605	+55	585	+117	452	−153
3月			+4,432	65,891	+3.26	109.63	+20	625	+10	595	+15	467	−158
4月	7,941	1,355	+191	66,082	+0.51	110.14	−65	560	−65	530	+13	480	−80
5月			−3,451	62,631	+0.06	110.20	−65	495	−55	475	−44	436	−59
6月	7,952	1,319	+214	62,845	+0.93	111.13	+35	530	+50	525	−9	427	−103
7月			+6,221	69,066	+0.18	111.31	+90	620	+95	620	+77	504	−116
8月	7,982	1,412	+5,190	74,256	−0.46	110.85	+40	660	+35	655	+63	567	−93
9月			+1,991	76,247	+0.32	111.17	+5	665	+10	665	+10	577	−88
10月	8,099	1,520	+11,129	87,376	+2.94	114.11	+135	800	+130	795	+96	673	−127
11月			+9,668	97,044	+1.03	115.14	+70	870	+35	830	+80	753	−117
12月	8,323	1,660	−5,414	91,630	−0.26	114.88	−75	795	−40	790	−97	656	−139
2022年1月			−3,075	88,555	+0.97	115.85	−55	740	−80	710	−119	537	−203
(R 4年)2月	8,436	1,612	+159	88,714	+0.37	116.22	+35	775	+65	775	+69	606	−169
3月			+10,069	98,783	+3.31	119.53	+120	895	+145	920	+72	678	−217
4月	8,558	1,756	+9,412	108,195	+7.45	126.98	+45	940	+40	960	+64	742	−198
5月			+5,646	113,841	+2.83	129.81	−90	850	−100	860	−68	674	−176
6月	8,789	1,758	−7,490	106,351	+5.12	134.93	−100	750	−110	750	−35	639	−111
7月			+1,641	107,992	+2.86	137.79	−25	725	−25	725	−7	632	−93
8月	8,814	1,712	−10,020	97,972	−1.55	136.24	−55	670	−65	660	−35	597	−73
9月					+7.85	144.09	−20	650	−30	630	−25	572	−78
10月							−60	590	−70	560	−54	518	−72
11月													
12月													

（注）
1．小売価格は、「経済産業省モニター調査」の全国平均値である。平成15年10月以降は、隔月発表の石油情報センターの資料による。
2．卸売り価格は、(財)日本エネルギー経済研究所石油情報センターの資料による。(H3．9以降隔月調査に変更)
3．「CIF価格」は、財務省貿易統計の速報値である。

2022/10/6

一般社団法人　日本コミュニティーガス協会　業務部

〔CIF価格〕

財務省貿易統計

※基準平均原料価格は平成21年4月以降に認可申請又は届出された地点群に適用される値です。

	CIF速報			CIF確報			基準平均原料価格			上限バンド
	数量(MT)	価格(千円)	CIF価格	数量(MT)	価格(千円)	CIF価格	参照期間			(円/t)
2020年1月	804,917	44,210,823	54,926	804,917	43,133,656	53,588	2019年8月	～	2019年10月	42,150	67,440
2020年2月	834,043	44,700,011	53,594	834,043	44,742,153	53,645	2019年9月	～	2019年11月	43,220	69,150
2020年3月	861,995	39,499,481	45,823	861,995	38,188,165	44,302	2019年10月	～	2019年12月	47,280	75,650
2020年4月	755,695	28,006,898	37,061	755,695	28,185,143	37,297	2019年11月	～	2020年1月	50,720	81,150
2020年5月	801,921	28,166,279	35,124	801,921	28,290,998	35,279	2019年12月	～	2020年2月	52,510	84,020
2020年6月	503,136	17,878,931	35,535	503,136	17,855,643	35,489	2020年1月	～	2020年3月	50,930	81,490
2020年7月	754,202	28,936,295	38,367	754,202	29,053,010	38,522	2020年2月	～	2020年4月	45,250	72,400
2020年8月	497,940	19,792,485	39,749	497,940	19,797,399	39,759	2020年3月	～	2020年5月	39,070	62,510
2020年9月	615,671	24,354,838	39,558	615,671	24,475,331	39,754	2020年4月	～	2020年6月	36,080	57,730
2020年10月	579,920	23,483,056	40,494	579,920	24,236,525	41,793	2020年5月	～	2020年7月	36,460	58,340
2020年11月	566,010	25,173,811	44,476	566,010	25,252,153	44,614	2020年6月	～	2020年8月	38,000	60,800
2020年12月	723,614	34,368,680	47,496	723,614	34,368,680	47,496	2020年7月	～	2020年9月	39,190	62,700
2021年1月	974,126	55,250,749	56,718	974,126	54,658,647	56,110	2020年8月	～	2020年10月	40,010	64,020
2021年2月	956,586	58,790,558	61,459	956,586	59,304,245	61,996	2020年9月	～	2020年11月	41,940	67,100
2021年3月	900,142	59,311,489	65,891	900,142	59,236,948	65,808	2020年10月	～	2020年12月	44,850	71,760
2021年4月	715,436	47,277,698	66,082	715,436	46,797,591	65,411	2020年11月	～	2021年1月	50,740	81,180
2021年5月	666,873	41,766,713	62,631	666,873	41,883,947	62,806	2020年12月	～	2021年2月	55,690	89,100
2021年6月	636,436	39,997,059	62,845	636,436	40,061,154	62,946	2021年1月	～	2021年3月	61,210	97,940
2021年7月	519,476	35,878,161	69,066	519,476	35,825,787	68,965	2021年2月	～	2021年4月	64,470	103,150
2021年8月	534,179	39,666,139	74,256	534,179	39,636,686	74,201	2021年3月	～	2021年5月	64,760	103,620
2021年9月	633,069	48,269,673	76,247	633,069	48,978,098	77,366	2021年4月	～	2021年6月	63,740	101,980
2021年10月	695,530	60,772,692	87,376	695,530	61,236,067	88,042	2021年5月	～	2021年7月	64,640	103,420
2021年11月	781,805	75,869,727	97,044	781,805	75,477,054	96,542	2021年6月	～	2021年8月	68,370	109,390
2021年12月	802,992	73,578,270	91,630	802,992	73,578,270	91,630	2021年7月	～	2021年9月	73,360	117,380
2022年1月	873,416	77,345,509	88,555	873,416	77,512,700	88,747	2021年8月	～	2021年10月	80,200	128,320
2022年2月	888,946	78,862,166	88,714	888,946	79,200,115	89,094	2021年9月	～	2021年11月	88,170	141,070
2022年3月	982,993	97,102,956	98,783	982,993	97,125,910	98,806	2021年10月	～	2021年12月	92,220	147,550
2022年4月	679,203	73,486,457	108,195	679,203	73,493,806	108,206	2021年11月	～	2022年1月	92,100	147,360
2022年5月	821,093	93,474,150	113,841	821,093	93,154,492	113,452	2021年12月	～	2022年2月	89,640	143,420
2022年6月	690,584	73,444,345	106,351	690,584	73,377,002	106,254	2022年1月	～	2022年3月	92,450	147,920
2022年7月	553,623	59,786,588	107,992	553,623	59,117,087	106,782	2022年2月	～	2022年4月	97,920	156,670
2022年8月	732,313	71,746,394	97,972				2022年3月	～	2022年5月	106,350	170,160
2022年9月							2022年4月	～	2022年6月	109,590	175,340
2022年10月							2022年5月	～	2022年7月	109,580	175,330
2022年11月							2022年6月	～	2022年8月	103,330	165,330
2022年12月							2022年7月	～	2022年9月		

2022年度
第3回業務委員会
資料№13-1(参考)

2022/10/6

2022年5月分コミュニティーガス事業　生産動態統計の概況

出典:ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)
北海道	341	341	0	0.0%	141,084	141,011	73	0.1%	98,782	99,118	▲ 336	▲0.3%	82,301	83,148	▲ 847	▲1.0%	80,961	81,784	▲ 823	▲1.0%
東北	600	601	▲ 1	▲0.2%	153,797	154,927	▲ 1,130	▲0.7%	114,044	114,905	▲ 861	▲0.7%	93,001	94,740	▲ 1,739	▲1.8%	91,709	93,447	▲ 1,738	▲1.9%
関東	2,048	2,068	▲ 20	▲1.0%	520,000	522,828	▲ 2,828	▲0.5%	377,359	380,473	▲ 3,114	▲0.8%	322,456	325,556	▲ 3,100	▲1.0%	319,383	322,466	▲ 3,083	▲1.0%
中部	651	649	2	0.3%	174,489	174,050	439	0.3%	127,791	127,810	▲ 19	▲0.0%	108,106	107,657	449	0.4%	107,498	107,035	463	0.4%
北陸	276	281	▲ 5	▲1.8%	58,775	59,235	▲ 460	▲0.8%	38,421	38,916	▲ 495	▲1.3%	28,602	29,170	▲ 568	▲1.9%	28,351	28,892	▲ 541	▲1.9%
近畿	996	1,000	▲ 4	▲0.4%	214,858	215,824	▲ 966	▲0.4%	153,394	154,928	▲ 1,534	▲1.0%	120,136	121,412	▲ 1,276	▲1.1%	119,357	120,627	▲ 1,270	▲1.1%
中国	600	604	▲ 4	▲0.7%	138,284	139,631	▲ 1,347	▲1.0%	94,264	95,176	▲ 912	▲1.0%	75,757	76,997	▲ 1,240	▲1.6%	75,304	76,535	▲ 1,231	▲1.6%
四国	349	351	▲ 2	▲0.6%	71,320	71,880	▲ 560	▲0.8%	56,676	57,148	▲ 472	▲0.8%	43,101	43,364	▲ 263	▲0.6%	43,007	43,266	▲ 259	▲0.6%
九州	1,175	1,181	▲ 6	▲0.5%	302,716	303,576	▲ 860	▲0.3%	228,709	230,087	▲ 1,378	▲0.6%	191,577	193,655	▲ 2,078	▲1.1%	190,529	192,601	▲ 2,072	▲1.1%
沖縄	203	195	8	4.1%	34,397	33,424	973	2.9%	33,758	32,788	970	3.0%	29,830	29,346	484	1.6%	29,807	29,325	482	1.6%
全国	7,239	7,271	▲ 32	▲0.4%	1,809,720	1,816,386	▲ 6,666	▲0.4%	1,323,198	1,331,349	▲ 8,151	▲0.6%	1,094,867	1,105,045	▲ 10,178	▲0.9%	1,085,906	1,095,978	▲ 10,072	▲0.9%

※新規地点群　地点群…　　地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	当月			前年同月			前年同月比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	当月	前年同月	増減	前年比(%)
北海道	558,320	97,803	656,123	625,398	111,350	736,748	▲ 67,078	▲10.7%	▲ 13,547	▲12.2%	▲ 80,625	▲10.9%	6.9	7.6	▲ 0.7	▲9.2%
東北	897,372	99,030	996,402	965,854	102,207	1,068,061	▲ 68,482	▲7.1%	▲ 3,177	▲3.1%	▲ 71,659	▲6.7%	9.8	10.3	▲ 0.5	▲4.9%
関東	3,530,993	243,957	3,774,950	3,766,290	231,379	3,997,669	▲ 235,297	▲6.2%	12,578	5.4%	▲ 222,719	▲5.6%	11.1	11.7	▲ 0.6	▲5.1%
中部	1,185,841	55,096	1,240,937	1,305,349	47,534	1,352,883	▲ 119,508	▲9.2%	7,562	15.9%	▲ 111,946	▲8.3%	11.0	12.2	▲ 1.2	▲9.8%
北陸	234,451	24,858	259,309	261,234	25,654	286,888	▲ 26,783	▲10.3%	▲ 796	▲3.1%	▲ 27,579	▲9.6%	8.3	9.0	▲ 0.7	▲7.8%
近畿	1,182,935	52,869	1,235,804	1,326,397	52,402	1,378,799	▲ 143,462	▲10.8%	467	0.9%	▲ 142,995	▲10.4%	9.9	11.0	▲ 1.1	▲10.0%
中国	704,933	20,053	724,986	800,375	22,540	822,915	▲ 95,442	▲11.9%	▲ 2,487	▲11.0%	▲ 97,929	▲11.9%	9.4	10.5	▲ 1.1	▲10.5%
四国	365,862	4,849	370,711	400,864	4,154	405,018	▲ 35,002	▲8.7%	695	16.7%	▲ 34,307	▲8.5%	8.5	9.3	▲ 0.8	▲8.6%
九州	1,643,888	67,180	1,711,068	1,769,250	63,393	1,832,643	▲ 125,362	▲7.1%	3,787	6.0%	▲ 121,575	▲6.6%	8.6	9.2	▲ 0.6	▲6.5%
沖縄	190,034	2,658	192,692	191,958	2,235	194,193	▲ 1,924	▲1.0%	423	18.9%	▲ 1,501	▲0.8%	6.4	6.5	▲ 0.1	▲1.5%
全国	10,494,629	668,353	11,162,982	11,412,969	662,848	12,075,817	▲ 918,340	▲8.0%	5,505	0.8%	▲ 912,835	▲7.6%	9.7	10.4	▲ 0.7	▲6.7%

当月平均気温		
	出典:気象庁	前年比
札幌	14.9	1.8℃
仙台	16.5	▲0.5℃
東京	18.8	▲0.8℃
名古屋	19.5	0.0℃
富山	18.1	0.5℃
大阪	20	0.0℃
広島	20	0.5℃
高松	19.8	0.0℃
福岡	20.6	0.2℃
那覇	23.5	▲2.3℃
全国	19.2℃	−0.1℃

参考　2022年5月の一般ガス事業のガス販売量実績

出典:経産省HP

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家庭用	26,631	26,473	158	0.6%
	商業用他	1,211	1,208	3	0.3%
	計	27,842	27,680	161	0.6%

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家庭用	988,303	959,533	28,770	3.0%
	商業用他	2,382,731	2,275,738	106,993	4.7%
	計	3,371,034	3,235,271	135,763	4.2%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2022年5月分コミュニティーガス事業
生産動態統計の概況

2022年6月分コミュニティーガス事業　生産動態統計の概況

2022/10/6

出典:ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）(件)			
	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)
北海道	341	341	0	0.0%	141,078	140,978	100	0.1%	98,756	99,069	▲ 313	▲0.3%	81,934	82,868	▲ 934	▲1.1%	80,621	81,521	▲ 900	▲1.1%
東北	600	601	▲ 1	▲0.2%	153,796	154,756	▲ 960	▲0.6%	113,956	114,357	▲ 401	▲0.4%	92,877	94,108	▲ 1,231	▲1.3%	91,589	92,813	▲ 1,224	▲1.3%
関東	2,048	2,064	▲ 16	▲0.8%	519,983	522,418	▲ 2,435	▲0.5%	377,267	380,024	▲ 2,757	▲0.7%	321,749	324,928	▲ 3,179	▲1.0%	318,699	321,852	▲ 3,153	▲1.0%
中部	653	649	4	0.6%	174,702	174,050	652	0.4%	127,855	127,728	127	0.1%	108,073	107,603	470	0.4%	107,464	106,982	482	0.5%
北陸	276	281	▲ 5	▲1.8%	58,687	59,235	▲ 548	▲0.9%	38,384	38,908	▲ 524	▲1.3%	28,544	29,075	▲ 531	▲1.8%	28,294	28,796	▲ 502	▲1.7%
近畿	995	1,000	▲ 5	▲0.5%	214,745	215,822	▲ 1,077	▲0.5%	153,320	154,817	▲ 1,497	▲1.0%	119,852	121,243	▲ 1,391	▲1.1%	119,079	120,463	▲ 1,384	▲1.1%
中国	600	604	▲ 4	▲0.7%	138,192	139,658	▲ 1,466	▲1.0%	94,211	95,117	▲ 906	▲1.0%	75,605	76,803	▲ 1,198	▲1.6%	75,153	76,342	▲ 1,189	▲1.6%
四国	349	350	▲ 1	▲0.3%	71,320	71,720	▲ 400	▲0.6%	56,666	57,051	▲ 385	▲0.7%	43,024	43,284	▲ 260	▲0.6%	42,930	43,188	▲ 258	▲0.6%
九州	1,174	1,181	▲ 7	▲0.6%	302,630	303,433	▲ 803	▲0.3%	228,486	229,825	▲ 1,339	▲0.6%	191,255	192,987	▲ 1,732	▲0.9%	190,203	191,927	▲ 1,724	▲0.9%
沖縄	203	196	7	3.6%	34,397	33,515	882	2.6%	33,757	32,881	876	2.7%	29,852	29,292	560	1.9%	29,829	29,271	558	1.9%
全国	7,239	7,267	▲ 28	▲0.4%	1,809,530	1,815,585	▲ 6,055	▲0.3%	1,322,658	1,329,777	▲ 7,119	▲0.5%	1,092,765	1,102,191	▲ 9,426	▲0.9%	1,083,861	1,093,155	▲ 9,294	▲0.9%

※新規地点群　地点群…　　地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	当月			前年同月			前年同月比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	当月	前年同月	増減	前年比(%)
北海道	409,934	61,713	471,647	545,938	84,505	630,443	▲ 136,004	▲24.9%	▲ 22,792	▲27.0%	▲ 158,796	▲25.2%	5.1	6.7	▲ 1.6	▲23.9%
東北	773,427	102,074	875,501	793,772	99,031	892,803	▲ 20,345	▲2.6%	3,043	3.1%	▲ 17,302	▲1.9%	8.4	8.6	▲ 0.2	▲2.3%
関東	2,937,112	214,870	3,151,982	3,009,097	197,447	3,206,544	▲ 71,985	▲2.4%	17,423	8.8%	▲ 54,562	▲1.7%	9.2	9.3	▲ 0.1	▲1.1%
中部	920,909	45,069	965,978	992,336	38,078	1,030,414	▲ 71,427	▲7.2%	6,991	18.4%	▲ 64,436	▲6.3%	8.6	9.3	▲ 0.7	▲7.5%
北陸	190,962	23,682	214,644	210,933	24,976	235,909	▲ 19,971	▲9.5%	▲ 1,294	▲5.2%	▲ 21,265	▲9.0%	6.7	7.3	▲ 0.6	▲8.2%
近畿	948,530	51,047	999,577	1,014,205	48,592	1,062,797	▲ 65,675	▲6.5%	2,455	5.1%	▲ 63,220	▲5.9%	8.0	8.4	▲ 0.4	▲4.8%
中国	550,970	21,333	572,303	622,828	22,635	645,463	▲ 71,858	▲11.5%	▲ 1,302	▲5.8%	▲ 73,160	▲11.3%	7.3	8.2	▲ 0.9	▲11.0%
四国	308,015	6,153	314,168	332,582	5,157	337,739	▲ 24,567	▲7.4%	996	19.3%	▲ 23,571	▲7.0%	7.2	7.7	▲ 0.5	▲6.5%
九州	1,322,625	72,848	1,395,473	1,428,651	75,569	1,504,220	▲ 106,026	▲7.4%	▲ 2,721	▲3.6%	▲ 108,747	▲7.2%	7.0	7.4	▲ 0.4	▲5.4%
沖縄	175,159	2,849	178,008	159,154	2,278	161,432	16,005	10.1%	571	25.1%	16,576	10.3%	5.9	5.4	0.5	9.3%
全国	8,537,643	601,638	9,139,281	9,109,496	598,268	9,707,764	▲ 571,853	▲6.3%	3,370	0.6%	▲ 568,483	▲5.9%	7.9	8.3	▲ 0.4	▲4.8%

	当月平均気温	
	出典:気象庁	前年比
札幌	16.8	▲2.1℃
仙台	20.2	▲0.4℃
東京	23	0.3℃
名古屋	24.3	0.9℃
富山	23.3	1.3℃
大阪	24.4	0.5℃
広島	24.2	0.4℃
高松	24.2	0.6℃
福岡	24.8	0.6℃
那覇	27	▲0.1℃
全国	23.2℃	0.2℃

参考　2022年6月の一般ガス事業のガス販売量実績

出典:経産省HP

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家庭用	26,599	26,415	184	0.7%
	商業用他	1,201	1,197	4	0.3%
	計	27,801	27,613	188	0.7%

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家庭用	573,470	576,980	▲ 3,510	▲0.6%
	商業用他	2,401,029	2,279,897	121,131	5.3%
	計	2,974,499	2,856,877	117,622	4.1%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2022年6月分コミュニティーガス事業
生産動態統計の概況

2022年7月分コミュニティーガス事業　生産動態統計の概況

2022/10/6

出典:ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)	当月末	前年同月末	増減	前年比(%)
北海道	341	341	0	0.0%	141,078	140,988	90	0.1%	98,514	99,017	▲ 503	▲0.5%	81,770	82,703	▲ 933	▲1.1%	80,462	81,365	▲ 903	▲1.1%
東北	599	601	▲ 2	▲0.3%	153,632	154,756	▲ 1,124	▲0.7%	113,893	114,332	▲ 439	▲0.4%	92,800	94,026	▲ 1,226	▲1.3%	91,516	92,735	▲ 1,219	▲1.3%
関東	2,047	2,063	▲ 16	▲0.8%	519,604	522,296	▲ 2,692	▲0.5%	377,086	379,978	▲ 2,892	▲0.8%	321,414	324,474	▲ 3,060	▲0.9%	318,370	321,393	▲ 3,023	▲0.9%
中部	654	649	5	0.8%	174,941	174,079	862	0.5%	127,678	127,723	▲ 45	▲0.0%	108,018	107,549	469	0.4%	107,406	106,926	480	0.4%
北陸	276	280	▲ 4	▲1.4%	58,687	59,155	▲ 468	▲0.8%	38,332	38,736	▲ 404	▲1.0%	28,517	28,996	▲ 479	▲1.7%	28,270	28,718	▲ 448	▲1.6%
近畿	994	1,000	▲ 6	▲0.6%	214,524	215,965	▲ 1,441	▲0.7%	153,207	154,778	▲ 1,571	▲1.0%	119,769	121,054	▲ 1,285	▲1.1%	118,994	120,272	▲ 1,278	▲1.1%
中国	598	604	▲ 6	▲1.0%	138,042	139,660	▲ 1,618	▲1.2%	93,990	95,043	▲ 1,053	▲1.1%	75,440	76,678	▲ 1,238	▲1.6%	74,989	76,217	▲ 1,228	▲1.6%
四国	349	350	▲ 1	▲0.3%	71,933	71,570	363	0.5%	56,659	56,895	▲ 236	▲0.4%	42,861	43,105	▲ 244	▲0.6%	42,766	43,008	▲ 242	▲0.6%
九州	1,174	1,181	▲ 7	▲0.6%	302,537	303,433	▲ 896	▲0.3%	228,317	229,807	▲ 1,490	▲0.6%	190,963	193,132	▲ 2,169	▲1.1%	189,913	192,073	▲ 2,160	▲1.1%
沖縄	203	196	7	3.6%	34,397	33,516	881	2.6%	33,757	32,881	876	2.7%	29,924	29,300	624	2.1%	29,901	29,278	623	2.1%
全国	7,235	7,265	▲ 30	▲0.4%	1,809,375	1,815,418	▲ 6,043	▲0.3%	1,321,433	1,329,190	▲ 7,757	▲0.6%	1,091,476	1,101,017	▲ 9,541	▲0.9%	1,082,587	1,091,985	▲ 9,398	▲0.9%

※新規地点群　地点群…　地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	当月			前年同月			前年同月比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	当月	前年同月	増減	前年比(%)
北海道	338,789	63,350	402,139	346,813	63,173	409,986	▲ 8,024	▲2.3%	177	0.3%	▲ 7,847	▲1.9%	4.2	4.3	▲ 0.1	▲2.3%
東北	589,987	126,806	716,793	639,458	118,970	758,428	▲ 49,471	▲7.7%	7,836	6.6%	▲ 41,635	▲5.5%	6.4	6.9	▲ 0.5	▲7.2%
関東	2,192,505	213,800	2,406,305	2,435,389	197,994	2,633,383	▲ 242,884	▲10.0%	15,806	8.0%	▲ 227,078	▲8.6%	6.9	7.6	▲ 0.7	▲9.2%
中部	693,309	51,184	744,493	784,792	45,958	830,750	▲ 91,483	▲11.7%	5,226	11.4%	▲ 86,257	▲10.4%	6.5	7.3	▲ 0.8	▲11.0%
北陸	144,097	28,848	172,945	162,288	27,395	189,683	▲ 18,191	▲11.2%	1,453	5.3%	▲ 16,738	▲8.8%	5.1	5.7	▲ 0.6	▲10.5%
近畿	689,778	50,115	739,893	782,620	49,636	832,256	▲ 92,842	▲11.9%	479	1.0%	▲ 92,363	▲11.1%	5.8	6.5	▲ 0.7	▲10.8%
中国	406,380	32,993	439,373	479,429	28,486	507,915	▲ 73,049	▲15.2%	4,507	15.8%	▲ 68,542	▲13.5%	5.4	6.3	▲ 0.9	▲14.3%
四国	232,050	7,391	239,441	267,284	7,267	274,551	▲ 35,234	▲13.2%	124	1.7%	▲ 35,110	▲12.8%	5.4	6.2	▲ 0.8	▲12.9%
九州	997,937	88,084	1,086,021	1,167,666	91,079	1,258,745	▲ 169,729	▲14.5%	▲ 2,995	▲3.3%	▲ 172,724	▲13.7%	5.3	6.1	▲ 0.8	▲13.1%
沖縄	140,817	3,420	144,237	141,754	2,199	143,953	▲ 937	▲0.7%	1,221	55.5%	284	0.2%	4.7	4.8	▲ 0.1	▲2.1%
全国	6,425,649	665,991	7,091,640	7,207,493	632,157	7,839,650	▲ 781,844	▲10.8%	33,834	5.4%	▲ 748,010	▲9.5%	5.9	6.6	▲ 0.7	▲10.6%

当月平均気温		
	出典:気象庁	前年比
札幌	23.1	▲0.8℃
仙台	24.9	0.8℃
東京	27.4	1.5℃
名古屋	27.5	0.1℃
富山	26.8	0.4℃
大阪	28.4	0.5℃
広島	28.1	0.5℃
高松	28.6	0.9℃
福岡	28.9	0.0℃
那覇	29.4	0.6℃
全国	27.3℃	0.5℃

参考　2022年7月の一般ガス事業のガス販売量実績

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
お客さま件数（千戸）	家庭用	26,606	26,411	196	0.7%
	商業用他	1,199	1,196	4	0.3%
	計	27,806	27,606	199	0.7%

出典:経産省HP

		当月	前年同月	増減	前年比(%)
ガス販売量（千㎥）	家庭用	437,609	479,403	▲ 41,794	▲8.7%
	商業用他	2,781,317	2,637,782	143,534	5.4%
	計	3,218,925	3,117,185	101,740	3.3%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2022年7月分コミュニティーガス事業
生産動態統計の概況

2022年度累計（4月-7月） コミュニティーガス事業生産動態統計の概況

出典：ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	2022年度累計(4月-7月)	前年同期	増減	前年比（%）	2022年度累計（4月-7月）	前年同期	増減	前年比（%）	2022年度累計（4月-7月）	前年同期	増減	前年比（%）	2022年度累計(4月-7月)	前年同期	増減	前年比（%）	2022年度累計（4月-7月）	前年同期	増減	前年比（%）
北海道	1,364	1,364	0	0.0%	564,352	564,135	217	0.0%	394,875	396,348	▲ 1,473	▲0.4%	328,398	331,989	▲ 3,591	▲1.1%	323,092	326,565	▲ 3,473	▲ 1.1%
東北	2,399	2,404	▲ 5	▲0.2%	615,029	617,401	▲ 2,372	▲0.4%	455,997	458,037	▲ 2,040	▲0.4%	371,846	377,234	▲ 5,388	▲1.4%	366,691	372,061	▲ 5,370	▲ 1.4%
関東	8,194	8,265	▲ 71	▲0.9%	2,079,935	2,086,259	▲ 6,324	▲0.3%	1,509,349	1,521,191	▲ 11,842	▲0.8%	1,288,518	1,301,173	▲ 12,655	▲1.0%	1,276,260	1,288,827	▲ 12,567	▲ 1.0%
中部	2,609	2,597	12	0.5%	698,620	696,464	2,156	0.3%	511,077	511,114	▲ 37	▲0.0%	432,020	430,505	1,515	0.4%	429,579	428,017	1,562	0.4%
北陸	1,104	1,123	▲ 19	▲1.7%	234,924	236,106	▲ 1,182	▲0.5%	153,542	155,519	▲ 1,977	▲1.3%	114,353	116,461	▲ 2,108	▲1.8%	113,356	115,349	▲ 1,993	▲ 1.7%
近畿	3,981	4,000	▲ 19	▲0.5%	858,975	861,572	▲ 2,597	▲0.3%	613,366	619,483	▲ 6,117	▲1.0%	480,016	485,385	▲ 5,369	▲1.1%	476,909	482,248	▲ 5,339	▲ 1.1%
中国	2,397	2,415	▲ 18	▲0.7%	552,679	556,584	▲ 3,905	▲0.7%	376,667	380,518	▲ 3,851	▲1.0%	302,537	307,464	▲ 4,927	▲1.6%	300,729	305,616	▲ 4,887	▲ 1.6%
四国	1,396	1,401	▲ 5	▲0.4%	285,889	286,284	▲ 395	▲0.1%	226,680	228,142	▲ 1,462	▲0.6%	172,105	173,056	▲ 951	▲0.5%	171,726	172,666	▲ 940	▲ 0.5%
九州	4,698	4,722	▲ 24	▲0.5%	1,210,666	1,212,909	▲ 2,243	▲0.2%	914,381	919,723	▲ 5,342	▲0.6%	765,566	773,421	▲ 7,855	▲1.0%	761,360	769,197	▲ 7,837	▲ 1.0%
沖縄	811	782	29	3.7%	137,466	135,746	1,720	1.3%	134,906	131,339	3,567	2.7%	119,271	117,292	1,979	1.7%	119,181	117,207	1,974	1.7%
全国	28,953	29,073	▲ 120	▲0.4%	7,238,535	7,253,460	▲ 14,925	▲0.2%	5,290,840	5,321,414	▲ 30,574	▲0.6%	4,374,630	4,413,980	▲ 39,350	▲0.9%	4,338,883	4,377,753	▲ 38,870	▲ 0.9%

※新規地点群　累計　　地点群…地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	2022年度累計(4月-7月)			前年同期			前年比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	2022年度累計(4月-7月)	前年同期	増減	前年比（%）
北海道	2,070,433	378,573	2,449,006	2,270,790	408,261	2,679,051	▲ 200,357	▲8.8%	▲ 29,688	▲7.3%	▲ 230,045	▲8.6%	6.4	7.0	▲ 0.6	▲8.6%
東北	3,331,802	462,414	3,794,216	3,481,520	446,861	3,928,381	▲ 149,718	▲4.3%	15,553	3.5%	▲ 134,165	▲3.4%	9.1	9.4	▲ 0.3	▲3.2%
関東	13,116,745	978,479	14,095,224	13,587,726	913,218	14,500,944	▲ 470,981	▲3.5%	65,261	7.1%	▲ 405,720	▲2.8%	10.3	10.5	▲ 0.2	▲1.9%
中部	4,286,782	211,750	4,498,532	4,611,903	193,886	4,805,789	▲ 325,121	▲7.0%	17,864	9.2%	▲ 307,257	▲6.4%	10.0	10.8	▲ 0.8	▲7.4%
北陸	861,066	105,146	966,212	933,513	103,376	1,036,889	▲ 72,447	▲7.8%	1,770	1.7%	▲ 70,677	▲6.8%	7.6	8.1	▲ 0.5	▲6.2%
近畿	4,326,904	218,798	4,545,702	4,666,180	212,941	4,879,121	▲ 339,276	▲7.3%	5,857	2.8%	▲ 333,419	▲6.8%	9.1	9.7	▲ 0.6	▲6.2%
中国	2,577,925	103,109	2,681,034	2,835,927	103,559	2,939,486	▲ 258,002	▲9.1%	▲ 450	▲0.4%	▲ 258,452	▲8.8%	8.6	9.3	▲ 0.7	▲7.5%
四国	1,362,012	23,839	1,385,851	1,468,214	21,287	1,489,501	▲ 106,202	▲7.2%	2,552	12.0%	▲ 103,650	▲7.0%	7.9	8.5	▲ 0.6	▲7.1%
九州	6,018,639	303,232	6,321,871	6,439,577	302,231	6,741,808	▲ 420,938	▲6.5%	1,001	0.3%	▲ 419,937	▲6.2%	7.9	8.4	▲ 0.5	▲6.0%
沖縄	726,540	11,057	737,597	710,695	8,978	719,673	15,845	2.2%	2,079	23.2%	17,924	2.5%	6.1	6.1	0.0	0.0%
全国	38,678,848	2,796,397	41,475,245	41,006,045	2,714,598	43,720,643	▲ 2,327,197	▲5.7%	81,799	3.0%	▲ 2,245,398	▲5.1%	8.9	9.4	▲ 0.5	▲5.3%

2022年度累計(4月-7月) 平均気温		
	出典：気象庁	前年比
札幌	16.0	0.0℃
仙台	18.4	0.0℃
東京	21.1	0.3℃
名古屋	22.0	0.6℃
富山	20.5	1.0℃
大阪	22.4	0.6℃
広島	22.2	0.6℃
高松	22.2	0.6℃
福岡	22.7	0.1℃
那覇	25.7	▲0.2℃
全国	21.3	0.4

参考　2022年度(4月－7月)累計　一般ガス事業のガス販売量実績

出典：経産省HP

		当年4月－2022.7月	前年同期	増　減	前年比（%）
お客さま件数（千戸）	家庭用	106,449	105,740	708	0.7%
	商業用他	4,816	4,802	14	0.3%
	計	111,265	110,542	722	0.7%

		当年4月－2022.7月	前年同期	増減	前年比（%）
ガス販売量（千㎥）	家庭用	2,779,385	2,838,032	▲ 58,647	▲ 2.1%
	商業用他	9,790,390	9,334,607	455,783	4.9%
	計	12,569,775	12,172,639	397,136	3.3%

（41.8605MJ=1万kcal換算）

2022年累計（1月-7月） コミュニティーガス事業生産動態統計の概況

出典：ガス市場整備課　簡易ガス事業生産動態統計の概況

	地点群数				許可地点数（件）				メーター取付数（個）				調定数（件）				（内家庭用調定数）（件）			
	2022年累計（1月-7月）	前年同期	増減	前年比（%）	2022年累計（1月-7月）	前年同期	増減	前年比（%）	2022年累計（1月-7月）	前年同期	増減	前年比（%）	2022年累計（1月-7月）	前年同期	増減	前年比（%）	2022年累計（1月-7月）	前年同期	増減	前年比（%）
北海道	2,387	2,389	▲ 2	▲0.1%	987,475	987,151	324	0.0%	691,301	694,215	▲ 2,914	▲0.4%	575,429	582,090	▲ 6,661	▲1.1%	566,058	572,485	▲ 6,427	▲ 1.1%
東北	4,194	4,207	▲ 13	▲0.3%	1,076,372	1,084,178	▲ 7,806	▲0.7%	797,818	801,593	▲ 3,775	▲0.5%	651,175	660,630	▲ 9,455	▲1.4%	642,121	651,547	▲ 9,426	▲ 1.4%
関東	14,353	14,477	▲ 124	▲0.9%	3,641,692	3,660,507	▲ 18,815	▲0.5%	2,643,736	2,665,274	▲ 21,538	▲0.8%	2,257,364	2,280,712	▲ 23,348	▲1.0%	2,235,850	2,259,053	▲ 23,203	▲ 1.0%
中部	4,557	4,545	12	0.3%	1,221,402	1,219,197	2,205	0.2%	893,740	895,242	▲ 1,502	▲0.2%	755,222	754,248	974	0.1%	750,935	749,901	1,034	0.1%
北陸	1,932	1,964	▲ 32	▲1.6%	411,241	414,247	▲ 3,006	▲0.7%	268,708	272,210	▲ 3,502	▲1.3%	200,191	203,283	▲ 3,092	▲1.5%	198,451	201,338	▲ 2,887	▲ 1.4%
近畿	6,973	7,004	▲ 31	▲0.4%	1,504,072	1,514,121	▲ 10,049	▲0.7%	1,074,886	1,085,264	▲ 10,378	▲1.0%	841,348	851,017	▲ 9,669	▲1.1%	835,891	845,502	▲ 9,611	▲ 1.1%
中国	4,197	4,227	▲ 30	▲0.7%	968,402	977,518	▲ 9,116	▲0.9%	659,819	666,641	▲ 6,822	▲1.0%	530,344	538,858	▲ 8,514	▲1.6%	527,175	535,606	▲ 8,431	▲ 1.6%
四国	2,445	2,452	▲ 7	▲0.3%	500,628	502,012	▲ 1,384	▲0.3%	397,281	399,397	▲ 2,116	▲0.5%	300,951	303,184	▲ 2,233	▲0.7%	300,284	302,499	▲ 2,215	▲ 0.7%
九州	8,236	8,249	▲ 13	▲0.2%	2,121,058	2,122,972	▲ 1,914	▲0.1%	1,602,222	1,608,761	▲ 6,539	▲0.4%	1,341,541	1,354,343	▲ 12,802	▲0.9%	1,334,171	1,346,975	▲ 12,804	▲ 1.0%
沖縄	1,411	1,362	49	3.6%	239,602	233,593	6,009	2.6%	235,118	229,161	5,957	2.6%	208,162	205,270	2,892	1.4%	208,008	205,122	2,886	1.4%
全国	50,685	50,876	▲ 191	▲0.4%	12,671,944	12,715,496	▲ 43,552	▲0.3%	9,264,629	9,317,758	▲ 53,129	▲0.6%	7,661,727	7,733,635	▲ 71,908	▲0.9%	7,598,944	7,670,028	▲ 71,084	▲ 0.9%

※新規地点群　累計　　地点群…地点

（100.4652MJ=24,000kcal換算）

	販売量（㎥）												家庭用単位消費量（㎥/戸）			
	2022年累計（1月-7月）			前年同月累計			前年比									
	家庭用	商業用他	合計	家庭用	商業用他	合計	家庭用	%	商業用他	%	合計	%	2022年累計（1月-7月）	前年同月累計	増減	前年比（%）
北海道	4,959,994	1,018,312	5,978,306	5,205,083	1,089,711	6,294,794	▲ 245,089	▲4.7%	▲ 71,399	▲6.6%	▲ 316,488	▲5.0%	8.8	9.1	▲ 0.3	▲3.3%
東北	6,868,615	1,068,465	7,937,080	7,125,358	1,024,312	8,149,670	▲ 256,743	▲3.6%	44,153	4.3%	▲ 212,590	▲2.6%	10.7	10.9	▲ 0.2	▲1.8%
関東	28,934,491	2,144,510	31,079,001	29,516,877	1,969,578	31,486,455	▲ 582,386	▲2.0%	174,932	8.9%	▲ 407,454	▲1.3%	12.9	13.1	▲ 0.2	▲1.5%
中部	9,877,202	461,437	10,338,639	10,149,709	419,997	10,569,706	▲ 272,507	▲2.7%	41,440	9.9%	▲ 231,067	▲2.2%	13.2	13.5	▲ 0.3	▲2.2%
北陸	1,868,391	203,076	2,071,467	1,969,697	206,293	2,175,990	▲ 101,306	▲5.1%	▲ 3,217	▲1.6%	▲ 104,523	▲4.8%	9.4	9.8	▲ 0.4	▲4.1%
近畿	9,664,431	430,724	10,095,155	10,023,340	414,278	10,437,618	▲ 358,909	▲3.6%	16,446	4.0%	▲ 342,463	▲3.3%	11.6	11.9	▲ 0.3	▲2.5%
中国	5,971,190	247,679	6,218,869	6,279,825	249,849	6,529,674	▲ 308,635	▲4.9%	▲ 2,170	▲0.9%	▲ 310,805	▲4.8%	11.3	11.7	▲ 0.4	▲3.4%
四国	2,997,704	45,304	3,043,008	3,143,185	40,910	3,184,095	▲ 145,481	▲4.6%	4,394	10.7%	▲ 141,087	▲4.4%	10.0	10.4	▲ 0.4	▲3.8%
九州	13,558,655	585,637	14,144,292	14,045,688	583,312	14,629,000	▲ 487,033	▲3.5%	2,325	0.4%	▲ 484,708	▲3.3%	10.2	10.4	▲ 0.2	▲1.9%
沖縄	1,470,746	18,440	1,489,186	1,467,652	16,798	1,484,450	3,094	0.2%	1,642	9.8%	4,736	0.3%	7.1	7.2	▲ 0.1	▲1.4%
全国	86,171,419	6,223,584	92,395,003	88,926,414	6,015,038	94,941,452	▲ 2,754,995	▲3.1%	208,546	3.5%	▲ 2,546,449	▲2.7%	11.3	11.6	▲ 0.3	▲2.6%

2022年累計（1月-7月）平均気温		
	出典：気象庁	前年比
札幌	8.7	0.0℃
仙台	11.9	▲0.5℃
東京	15.1	▲0.6℃
名古屋	15.4	▲0.3℃
富山	13.5	▲0.1℃
大阪	16.0	▲0.3℃
広島	15.8	▲0.2℃
高松	15.8	▲0.3℃
福岡	16.7	▲0.6℃
那覇	22.6	▲0.2℃
全国	15.1	▲0.3℃

参考　2022年(1月－7月）累計　一般ガス事業のガス販売量実績

		当年1月－7月	前年同期	増　減	前年比（%）
お客さま件数（千戸）	家庭用	185,933	184,986	947	0.5%
	商業用他	8,448	8,436	13	0.2%
	計	194,382	193,422	960	0.5%

出典：経産省HP

		当年1月－7月	前年同期	増減	前年比（%）
ガス販売量（千㎥）	家庭用	6,828,246	6,815,348	12,898	0.2%
	商業用他	18,784,326	17,825,969	958,357	5.4%
	計	25,612,572	24,641,317	971,255	3.9%

（41.8605MJ=1万kcal換算）　　（41.8605MJ=1万kcal換算）

2022年度
第3回業務委員会
資料№13-2(参考)

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（令和４年５月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和４年５月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、１１，１６２，９８２㎥となり、対前年同月比９２．４％、調定数は、対前年同月比９９．１％、平均販売量は、対前年同月比９３．３％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，２３９（対前月より１地点群減少、対前年同月比９９．６％）、１，８０９，７２０（対前月より１９０地点減少、対前年同月比９９．６％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３２３，１９８個（対前年同月比９９．４％）、調定数は、１，０９４，８６７件（対前年同月比９９．１％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３１１，５４６個、調定数は、１，０８５，９０６件である。
メーター取付数は、全体で対前月３５３個の減少（対前月比１００．０％）、調定数は、対前月６５５件の減少（対前月比９９．９％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、１１，１６２，９８２㎥で、そのうち家庭用は、１０，４９４，６２９㎥（構成比９４．０％）となっている。

平均販売量

時間軸コード	年月	経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比	生産量（販売量）対前年同月比	平均販売量	平均販売量	平均販売量
			家庭用	総販売量	2021年5月	2022年5月	対前年同月比
			%	%	㎥／月	㎥／月	%
2022000505	202205	北海道局	89.27	89.06	8.86	7.97	89.97
2022000505	202205	東北局	92.91	93.29	11.27	10.71	95.04
2022000505	202205	関東局	93.75	94.43	12.28	11.71	95.33
2022000505	202205	中部局	90.84	91.73	12.57	11.48	91.34
2022000505	202205	北陸支局	89.75	90.39	9.83	9.07	92.19
2022000505	202205	近畿局	89.18	89.63	11.36	10.29	90.58
2022000505	202205	中国局	88.08	88.1	10.69	9.57	89.54
2022000505	202205	四国局	91.27	91.53	9.34	8.6	92.09
2022000505	202205	九州局	92.91	93.37	9.46	8.93	94.38
2022000505	202205	沖縄局	99	99.23	6.62	6.46	97.62
2022000505	202205	全　国	91.95	92.44	10.93	10.2	93.3

ガス事業生産動態統計集計表(令和４年５月分) 総括表

項目1	項目2	項目3	単位	北海道局	東北局	関東局	中部局	北陸支局	近畿局	中国局	四国局	九州局	沖縄局	い号合計	ろ号合計	合　計
供給地点群数			個	341	600	2,048	651	276	996	600	349	1,175	203			7,239
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0			21
供給地点数			個	141,084	153,797	520,000	174,489	58,775	214,858	138,284	71,320	302,716	34,397			1,809,720
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	4,030	0	0	0	0	0	0	0			4,030
原料	月始在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,640,474	6,080	6,646,554
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	受入量		kg	1,307,770	1,986,419	7,319,777	2,326,333	488,559	2,202,043	1,293,528	739,179	3,344,835	363,567	21,333,299	38,711	21,372,010
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	0	0	48,336	0	0	0	0	0	0	0			48,336
	消費量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	9,614,207	36,735	9,650,942
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	過欠補正		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	309,677	1,029	310,706
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	月末在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,789,552	7,053	6,796,605
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
需要家メーター数	家庭用取付数	取付数	個	96,724	112,343	373,507	127,059	38,038	152,424	93,717	56,516	227,493	33,725			1,311,546
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,458	0	0	0	0	0	0	0			3,458
		調定数	個	80,961	91,709	319,383	107,498	28,351	119,357	75,304	43,007	190,529	29,807			1,085,906
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,976	0	0	0	0	0	0	0			2,976
	商業用	取付数	個	1,562	1,371	3,443	566	291	700	280	137	672	18			9,040
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
		調定数	個	946	1,009	2,720	467	180	579	228	75	599	13			6,816
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
	その他	取付数	個	496	330	409	166	92	270	267	23	544	15			2,612
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		調定数	個	394	283	353	141	71	200	225	19	449	10			2,145
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計	取付数	個	98,782	114,044	377,359	127,791	38,421	153,394	94,264	56,676	228,709	33,758			1,323,198
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,475	0	0	0	0	0	0	0			3,475
		調定数	個	82,301	93,001	322,456	108,106	28,602	120,136	75,757	43,101	191,577	29,830			1,094,867
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,993	0	0	0	0	0	0	0			2,993
生産量	家庭用		㎥	558,320	897,372	3,530,993	1,185,841	234,451	1,182,935	704,933	365,862	1,643,888	190,034			10,494,629
(販売量)	(うち圧縮天然ガス)		㎥	0	0	59,935	0	0	0	0	0	0	0			59,935
	商業用		㎥	41,168	70,557	190,431	45,889	11,998	33,038	11,078	2,674	30,451	2,519			439,803
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	0	0	910	0	0	0	0	0	0	0			910
	その他		㎥	56,635	28,473	53,526	9,207	12,860	19,831	8,975	2,175	36,729	139			228,550
	(うち圧縮天然ガス)		㎥	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計		㎥	656,123	996,402	3,774,950	1,240,937	259,309	1,235,804	724,986	370,711	1,711,068	192,692			11,162,982
	(うち圧縮天然)		㎥	0	0	60,845	0	0	0	0	0	0	0			60,845

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（令和４年６月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和４年６月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、９，１３９，２８１㎥となり、対前年同月比９４．１％、調定数は、対前年同月比９９．１％、平均販売量は、対前年同月比９５．０％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，２３９（対前月より地点群増減なし、対前年同月比９９．６％）、１，８０９，５３０（対前月より１９０地点減少、対前年同月比９９．７％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３２２，６５８個（対前年同月比９９．５％）、調定数は、１，０９２，７６５件（対前年同月比９９．１％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３１１，００９個、調定数は、１，０８３，８６１件である。
メーター取付数は、全体で対前月５４０個の減少（対前月比１００．０％）、調定数は、対前月２，１０２件の減少（対前月比９９．８％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、９，１３９，２８１㎥で、そのうち家庭用は、８，５３７，６４３㎥（構成比９３．４％）となっている。

平均販売量

時間軸コード	年月	経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比	生産量（販売量）対前年同月比	平均販売量	平均販売量	平均販売量
			家庭用	総販売量	2021年6月	2022年6月	対前年同月比
			%	%	㎥／月	㎥／月	%
2022000606	202206	北海道局	75.09	74.81	7.61	5.76	75.66
2022000606	202206	東北局	97.44	98.06	9.49	9.43	99.36
2022000606	202206	関東局	97.61	98.3	9.87	9.8	99.27
2022000606	202206	中部局	92.8	93.75	9.58	8.94	93.34
2022000606	202206	北陸支局	90.53	90.99	8.11	7.52	92.68
2022000606	202206	近畿局	93.52	94.05	8.77	8.34	95.14
2022000606	202206	中国局	88.46	88.67	8.4	7.57	90.07
2022000606	202206	四国局	92.61	93.02	7.8	7.3	93.58
2022000606	202206	九州局	92.58	92.77	7.78	7.3	93.75
2022000606	202206	沖縄局	110.06	110.27	5.51	5.96	108.2
2022000606	202206	全　国	93.72	94.14	8.81	8.36	94.98

ガス事業生産動態統計集計表(令和4年6月分)総括表

項目1	項目2	項目3	単位	北海道局	東北局	関東局	中部局	北陸支局	近畿局	中国局	四国局	九州局	沖縄局	い号合計	ろ号合計	合　計
供給地点群数			個	341	600	2,048	653	276	995	600	349	1,174	203			7,239
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0			21
供給地点数			個	141,078	153,796	519,983	174,702	58,687	214,745	138,192	71,320	302,630	34,397			1,809,530
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	4,030	0	0	0	0	0	0	0			4,030
原料	月始在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,594,482	7,053	6,601,535
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	受入量		kg	1,036,100	1,708,137	6,046,868	1,834,220	409,036	1,962,290	1,101,652	649,788	2,723,021	323,189	17,761,816	32,485	17,794,301
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	40,290	0	0	0	0	0	0	0			40,290
	消費量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	7,944,221	39,318	7,983,539
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	過欠補正		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	222,506	5,503	228,009
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	月末在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,557,953	3,892	6,561,845
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
需要家メーター数	家庭用取付数	取付数	個	96,701	112,256	373,414	127,119	38,003	152,355	93,664	56,506	227,267	33,724			1,311,009
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,458	0	0	0	0	0	0	0			3,458
		調定数	個	80,621	91,589	318,699	107,464	28,294	119,079	75,153	42,930	190,203	29,829			1,083,861
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,977	0	0	0	0	0	0	0			2,977
	商業用	取付数	個	1,559	1,370	3,445	565	290	695	280	137	672	18			9,031
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
		調定数	個	922	1,007	2,698	467	178	574	227	75	601	13			6,762
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
	その他	取付数	個	496	330	408	171	91	270	267	23	547	15			2,618
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		調定数	個	391	281	352	142	72	199	225	19	451	10			2,142
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計	取付数	個	98,756	113,956	377,267	127,855	38,384	153,320	94,211	56,666	228,486	33,757			1,322,658
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,475	0	0	0	0	0	0	0			3,475
		調定数	個	81,934	92,877	321,749	108,073	28,544	119,852	75,605	43,024	191,255	29,852			1,092,765
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,994	0	0	0	0	0	0	0			2,994
生産量	家庭用		m^3	409,934	773,427	2,937,112	920,909	190,962	948,530	550,970	308,015	1,322,625	175,159			8,537,643
(販売量)	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	44,702	0	0	0	0	0	0	0			44,702
	商業用		m^3	30,487	66,424	163,256	35,940	11,293	30,586	10,288	2,574	27,321	2,356			380,525
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	825	0	0	0	0	0	0	0			825
	その他		m^3	31,226	35,650	51,614	9,129	12,389	20,461	11,045	3,579	45,527	493			221,113
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計		m^3	471,647	875,501	3,151,982	965,978	214,644	999,577	572,303	314,168	1,395,473	178,008			9,139,281
	(うち圧縮天然)		m^3	0	0	45,527	0	0	0	0	0	0	0			45,527

ガス事業生産動態統計の概況
（ガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。））

（令和４年７月分）

資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
ガス市場整備室

令和４年７月分のガス小売事業（特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものに限る。）の総生産量（販売量）は、７，０９１，６４０㎥となり、対前年同月比９０．５％、調定数は、対前年同月比９９．１％、平均販売量は、対前年同月比９１．３％だった。

（１）供給地点群数等

供給地点群数及び供給地点数は、それぞれ７，２３５（対前月より４地点群減少、対前年同月比９９．６％）、１，８０９，３７５（対前月より１５５地点減少、対前年同月比９９．７％）となった。

（２）需要家メーター取付数等

需要家メーター取付数は、１，３２１，４３３個（対前年同月比９９．４％）、調定数は、１，０９１，４７６件（対前年同月比９９．１％）、そのうち家庭用メーター取付数は、１，３０９，７９４個、調定数は、１，０８２，５８７件である。
メーター取付数は、全体で対前月１，２２５個の減少（対前月比９９．９％）、調定数は、対前月１，２８９件の減少（対前月比９９．９％）であった。

（３）総生産量（販売量）

総生産量（販売量）は、７，０９１，６４０㎥で、そのうち家庭用は、６，４２５，６４９㎥（構成比９０．６％）となっている。

平均販売量

時間軸コード	年月	経済産業局名	生産量（販売量）対前年同月比	生産量（販売量）対前年同月比	平均販売量	平均販売量	平均販売量
			家庭用	総販売量	2021年7月	2022年7月	対前年同月比
			%	%	㎥／月	㎥／月	%
2022000707	202207	北海道局	97.69	98.09	4.96	4.92	99.21
2022000707	202207	東北局	92.26	94.51	8.07	7.72	95.76
2022000707	202207	関東局	90.03	91.38	8.12	7.49	92.25
2022000707	202207	中部局	88.34	89.62	7.72	6.89	89.23
2022000707	202207	北陸支局	88.79	91.18	6.54	6.06	92.71
2022000707	202207	近畿局	88.14	88.9	6.88	6.18	89.86
2022000707	202207	中国局	85.02	86.76	6.6	5.82	88.18
2022000707	202207	四国局	86.82	87.21	6.37	5.59	87.71
2022000707	202207	九州局	85.46	86.28	6.52	5.69	87.26
2022000707	202207	沖縄局	99.34	100.2	4.91	4.82	98.11
2022000707	202207	全　国	89.17	90.48	7.12	6.5	91.27

ガス事業生産動態統計集計表(令和4年7月分)総括表

項目1	項目2	項目3	単位	北海道局	東北局	関東局	中部局	北陸支局	近畿局	中国局	四国局	九州局	沖縄局	い号合計	ろ号合計	合　計
供給地点群数			個	341	599	2,047	654	276	994	598	349	1,174	203			7,235
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0			21
供給地点数			個	141,078	153,632	519,604	174,941	58,687	214,524	138,042	71,933	302,537	34,397			1,809,375
	(うち圧縮天然ガス)		個	0	0	4,030	0	0	0	0	0	0	0			4,030
原料	月始在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,383,863	3,892	6,387,755
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	受入量		kg	993,796	1,435,700	4,601,360	1,410,213	350,533	1,308,834	827,116	513,134	2,159,407	271,589	13,830,402	41,280	13,871,682
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	32,222	0	0	0	0	0	0	0			32,222
	消費量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,302,616	35,131	6,337,747
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	過欠補正		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	253,970	428	254,398
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
	月末在庫量		kg	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	6,528,254	8,715	6,536,969
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x			0
需要家メーター数	家庭用取付数	取付数	個	96,462	112,193	373,236	126,945	37,953	152,239	93,445	56,499	227,098	33,724			1,309,794
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,457	0	0	0	0	0	0	0			3,457
		調定数	個	80,462	91,516	318,370	107,406	28,270	118,994	74,989	42,766	189,913	29,901			1,082,587
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,977	0	0	0	0	0	0	0			2,977
	商業用	取付数	個	1,556	1,370	3,442	565	290	694	279	137	671	18			9,022
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
		調定数	個	917	1,005	2,692	469	177	572	227	75	598	13			6,745
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0			17
	その他	取付数	個	496	330	408	168	89	274	266	23	548	15			2,617
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
		調定数	個	391	279	352	143	70	203	224	20	452	10			2,144
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計	取付数	個	98,514	113,893	377,086	127,678	38,332	153,207	93,990	56,659	228,317	33,757			1,321,433
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	3,474	0	0	0	0	0	0	0			3,474
		調定数	個	81,770	92,800	321,414	108,018	28,517	119,769	75,440	42,861	190,963	29,924			1,091,476
		(うち圧縮天然ガス)	個	0	0	2,994	0	0	0	0	0	0	0			2,994
生産量	家庭用		m^3	338,789	589,987	2,192,505	693,309	144,097	689,778	406,380	232,050	997,937	140,817			6,425,649
(販売量)	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	35,969	0	0	0	0	0	0	0			35,969
	商業用		m^3	34,589	74,727	157,887	36,601	11,028	27,329	12,108	2,149	27,457	2,613			386,488
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	820	0	0	0	0	0	0	0			820
	その他		m^3	28,761	52,079	55,913	14,583	17,820	22,786	20,885	5,242	60,627	807			279,503
	(うち圧縮天然ガス)		m^3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0
	計		m^3	402,139	716,793	2,406,305	744,493	172,945	739,893	439,373	239,441	1,086,021	144,237			7,091,640
	(うち圧縮天然)		m^3	0	0	36,789	0	0	0	0	0	0	0			36,789